

# 第2期鶴田町地域福祉計画

令和8年3月

青森県 鶴田町



# 目 次

第1章 地域福祉計画について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
第2章 鶴田町の状況	13
1 人口の動向	13
2 子どもの現状	15
3 要介護高齢者・障がいのある人の状況	19
4 社会福祉協議会	20
5 自治組織	20
6 自主防災組織	20
7 民生委員・児童委員	21
8 地域保健、地域福祉で活動する人	21
9 ボランティア活動	21
10 地域福祉の拠点	22
11 地域福祉計画実施状況の評価	23
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 計画の体系図	28
第4章 施策の展開	31
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	31
1 地域福祉の意識向上と仲間づくり	31
2 サービス向上の仕組みづくり	37
基本目標2 安心・安全な地域環境づくり	47
1 安心・安全を支える体制づくり	47
基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	55
1 住民がつながる場所づくり	55
2 地域における連携の体制づくり	58
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	61
1 福祉意識向上の体制づくり	61
2 誰もが参加できる地域づくり	63
第5章 第2期成年後見制度利用促進基本計画	69
1 計画策定の背景と趣旨	69
2 成年後見制度とは	69
3 計画の性格と法的位置づけ	70
4 計画の期間	70

5	計画の進行管理及び点検	70
6	成年後見制度利用に関する状況	70
7	基本的な考え方	71
8	具体的な取組・施策	72
第6章 第2期重層的支援体制整備事業計画		77
1	重層的支援体制整備に関して	77
2	各事業の基本的な考え方	78
第7章 第2期地方再犯防止推進計画		81
1	計画策定の背景と趣旨	81
2	計画の性格と法的位置づけ等	81
3	再犯防止施策の対象者	81
4	計画の期間	81
5	犯罪情勢等について	82
6	現状と課題	83
7	取り組みの方向性	84
第8章 計画の推進		89
1	計画の推進体制	89
2	計画の点検・評価・推進体制	90

# 第1章 地域福祉計画について



# 第1章 地域福祉計画について

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1)社会的背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野ごとに公的支援制度の整備を進めてきましたが、近年では、介護と育児を同時に担う「ダブルケア世帯」や、障がいのある子どもと要介護の親を抱える家庭など、一つの世帯や一人の住民が複数の課題を抱えるケースが増加しています。その結果、従来の縦割りの支援制度では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある世帯への支援が課題となっています。

こうした複合的な課題に対応していくためには、公的な支援だけでなく、地域に暮らす人々が互いを思いやり、支え合う関係づくりを進めることが重要です。住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いの中で、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。

このような背景のもと、国では平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子どもや高齢者、障がい者など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。これを受け、平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、市町村が地域住民と行政等の協働により包括的な支援体制を構築することが位置づけられ、地域福祉に関する共通事項を定めた地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

さらに、令和3年4月施行の社会福祉法改正では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を柱とし、世代や分野を問わず支援を受け止める仕組みを整えるとともに、地域住民が主体となって課題を把握・解決できる体制の構築を目的としています。

近年では、重層的支援体制のさらなる充実に向けた見直しが進められており、令和7年3月には実施要綱が改正され、事業運営の柔軟化や財政支援の拡充が図られました。また、令和6年には厚生労働省が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、孤立・孤独の防止や身寄りのない高齢者支援など、新たな地域課題への対応についても検討が進められています。これらの取組は、地域における多様な主体の参画を促進し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる社会の実現をめざすものです。

このたびの計画策定は、令和2年度に策定した「鶴田町地域福祉計画」が令和7年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「鶴田町地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い、「第2期鶴田町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

## (2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の事です。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

鶴田町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第2期鶴田町地域福祉計画」は、鶴田町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向		
平成 28 年	6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月	改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月	改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正
令和 6 年	4 月	民間事業者における障がいのある人への合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へ変更
令和 7 年	3 月	重層的支援体制整備事業実施要綱の改正
令和 7 年	5 月	中間検証と今後の制度化検討 「地域共生社会の在り方検討会議」において、5 年後の制度の施行状況を検証する中間とりまとめを公表

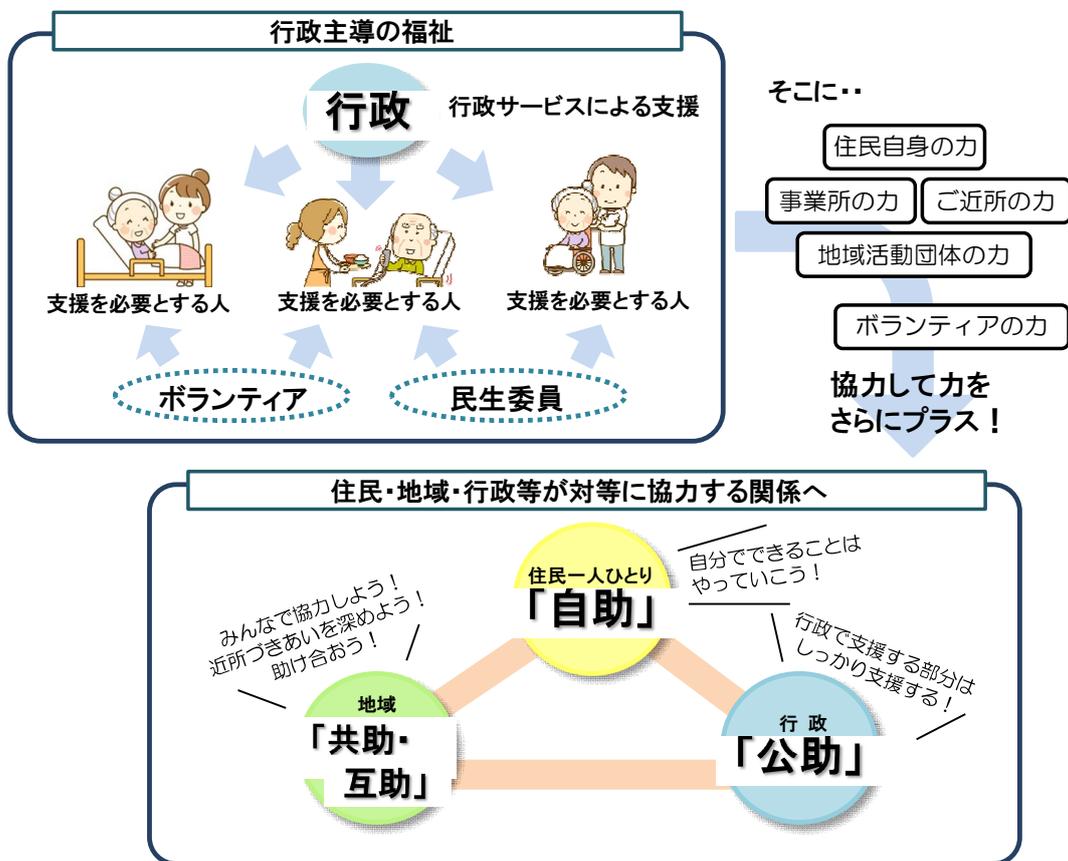
## 2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、分野ごとの制度的支援にとどまらず、地域に暮らす住民や地域で活動する団体・事業者、行政が一体となって、地域社会の生活課題を共有し、その解決に取り組むことをめざすものです。

具体的には、支援を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、公的サービスの提供に加えて、地域住民によるふれあいや見守り、助け合い、健康づくりなどの支え合いの取組を推進していくことをいいます。

このような「地域での支え合い」をはじめ、住民と行政が協働して地域福祉の推進を図るための方向性を定めたものが、地域福祉計画です。

### 地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

### 3 計画の位置づけ

#### (1)法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

#### 改正社会福祉法 抜粋（令和3年4月1日施行）

##### （地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
  - 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

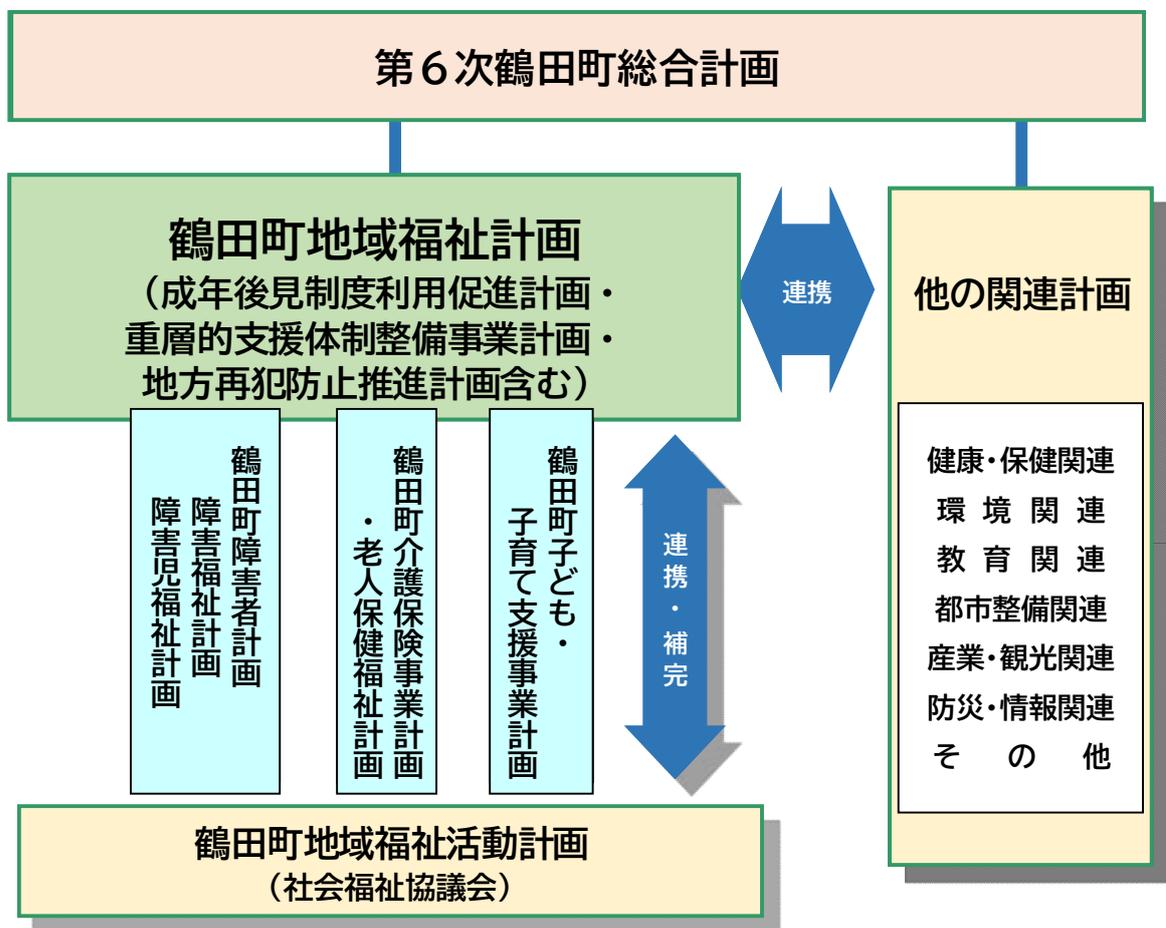
##### （市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 鶴田町における地域福祉計画の位置づけ

「鶴田町地域福祉計画」は、「第6次鶴田町総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(介護保険事業計画、老人保健福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画)の上位計画として策定します。また社会福祉協議会が策定する鶴田町地域福祉活動計画や福祉分野以外の町の関連計画等との連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法 第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。



### (3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和3年度	~	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	~	令和17年度
第1期	計画期間										
第2期				計画期間							
第3期									計画期間		

## 5 計画の策定体制

### (1) 計画検討委員会の開催

「学識経験者」、「行政推進員」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「第二期鶴田町地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたしました。

### (2) アンケート調査の実施

鶴田町に居住する方を対象に、アンケート調査を実施し、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

【アンケート調査の実施】

調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
町民意識調査	町内に在住する 18 歳以上の町民	1,000 人	453 人	45.3%
地域役員調査	地域活動を実践している関係者	97 人	47 人	48.5%

### (3) パブリックコメントの実施

鶴田町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和8年3月6日から令和8年3月16日まで意見の募集を実施しました。

### (4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。



## 第2章 鶴田町を取り巻く現状



## 第2章 鶴田町の状況

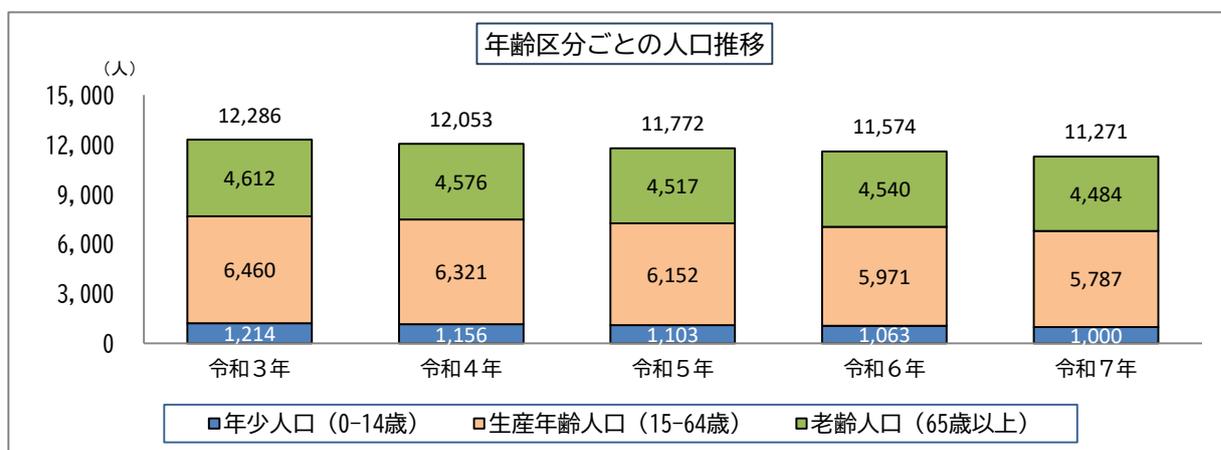
### 1 人口の動向

#### (1)人口の推移

令和3年から令和7年にかけての人口推移をみると、総人口は12,286人から11,271人へと一貫して減少しており、人口減少が継続している状況がうかがえます。

年齢区別にみると、年少人口(0~14歳)は令和3年の1,214人から令和7年には1,000人へと大きく減少しており、少子化の進行が顕著です。生産年齢人口(15~64歳)についても、6,460人から5,787人へと減少が続いており、地域を支える担い手の縮小が進んでいます。

一方、老年人口(65歳以上)は令和3年の4,612人から令和7年には4,484人へと緩やかに減少しているものの、他の年齢区分と比較すると減少幅は小さく、総人口に占める割合は相対的に高い水準を維持しています。

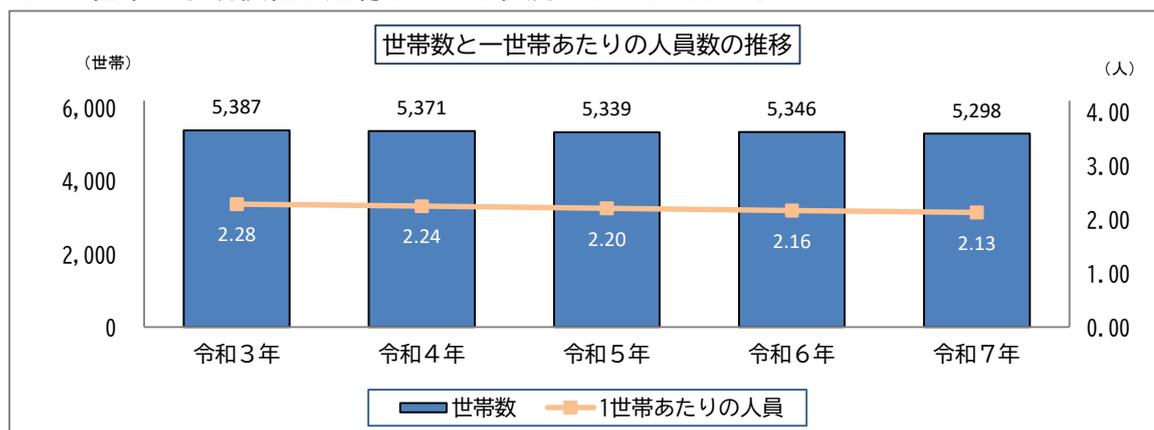


資料:各年9月末現在

#### (2)世帯の推移

令和3年から令和7年にかけての世帯数の推移をみると、世帯数はおおむね横ばいから緩やかな減少傾向で推移しており、令和3年の5,387世帯から令和7年には5,298世帯となっています。

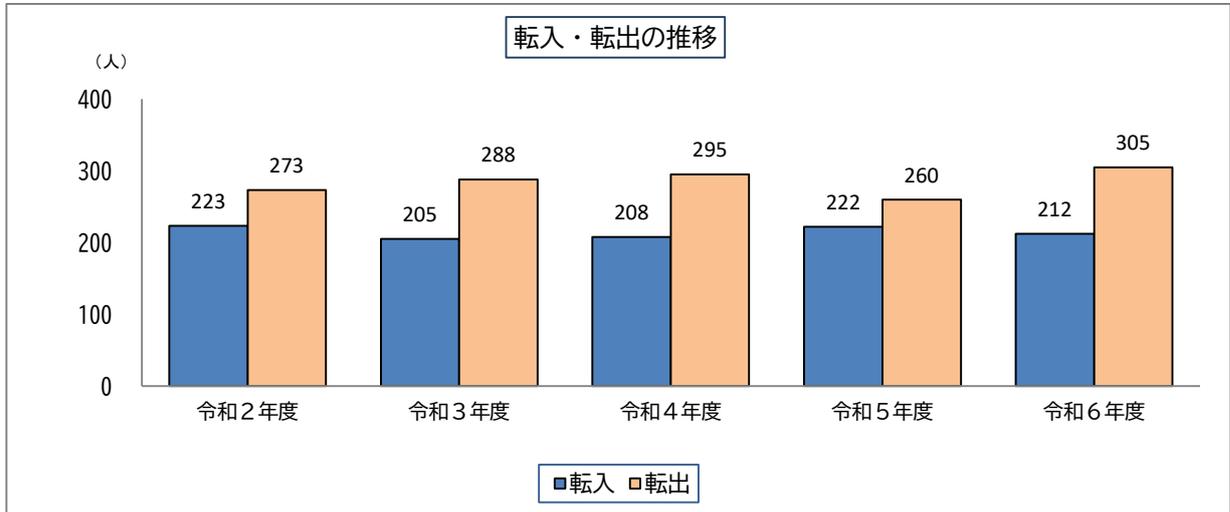
一方、1世帯あたりの人員数は、令和3年の2.28人から令和7年には2.13人へと継続的に減少しており、世帯の小規模化が進行している状況がうかがえます。



資料:各年9月末現在

### (3) 転入・転出の推移

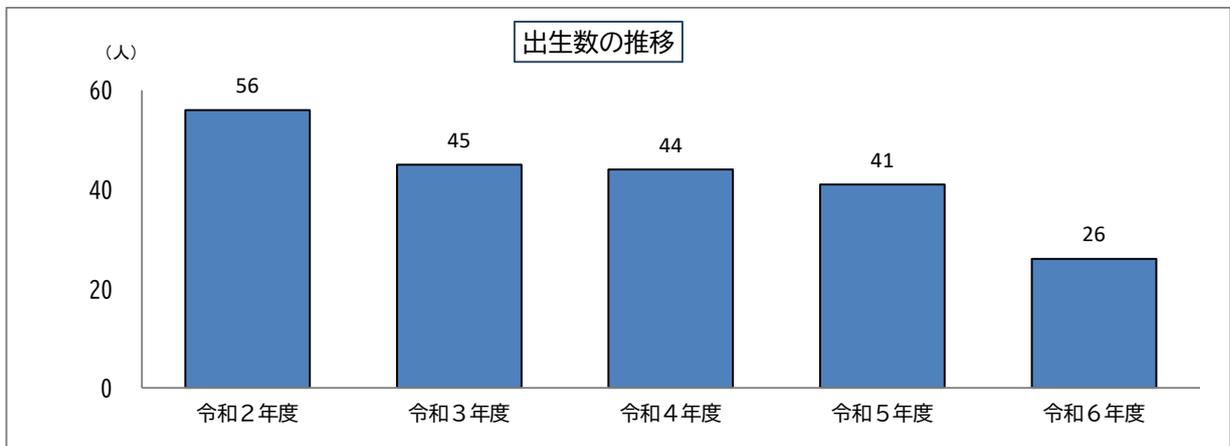
令和2年度から令和6年度にかけての転入・転出の推移をみると、各年度において転出者数が転入者数を上回る状況が続いています。転入者数はおおむね200人程度で推移している一方、転出者数は260人から300人程度で推移しており、社会減の状態が継続している状況がうかがえます。



資料:各年度合計

### (4) 出生数の推移

令和2年度から令和6年度にかけての出生数の推移をみると、出生数は一貫して減少傾向にあります。令和2年度には56人であった出生数は、令和3年度に45人、令和4年度に44人、令和5年度に41人と減少が続き、令和6年度には26人まで大きく減少しています。

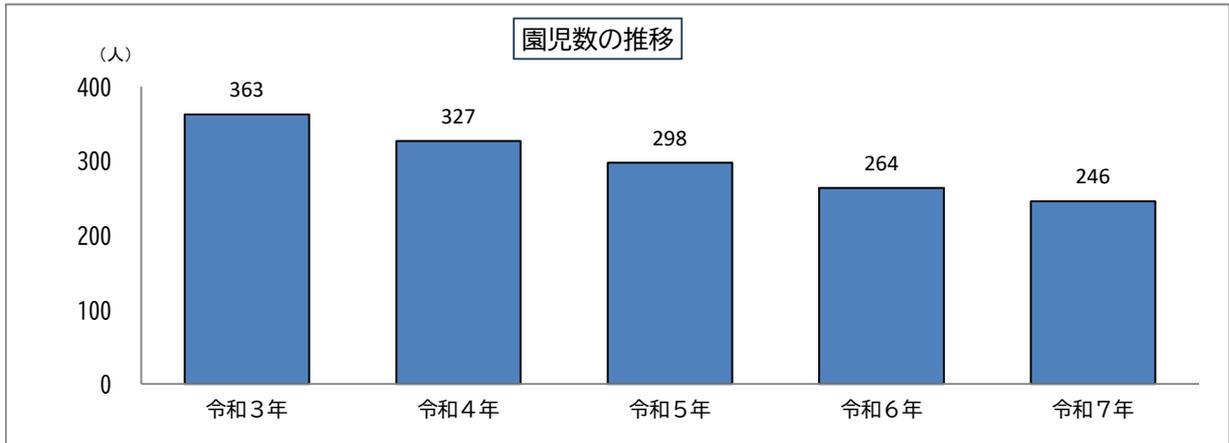


資料:各年度合計

## 2 子どもの現状

### (1)園児数

町内の保育所・認定こども園・幼稚園に在籍する園児数の推移をみると、令和3年以降、園児数は一貫して減少傾向にあります。全体の園児数は、令和3年の363人から、令和4年に327人、令和5年に298人、令和6年に264人と減少が続き、令和7年には246人となっています。

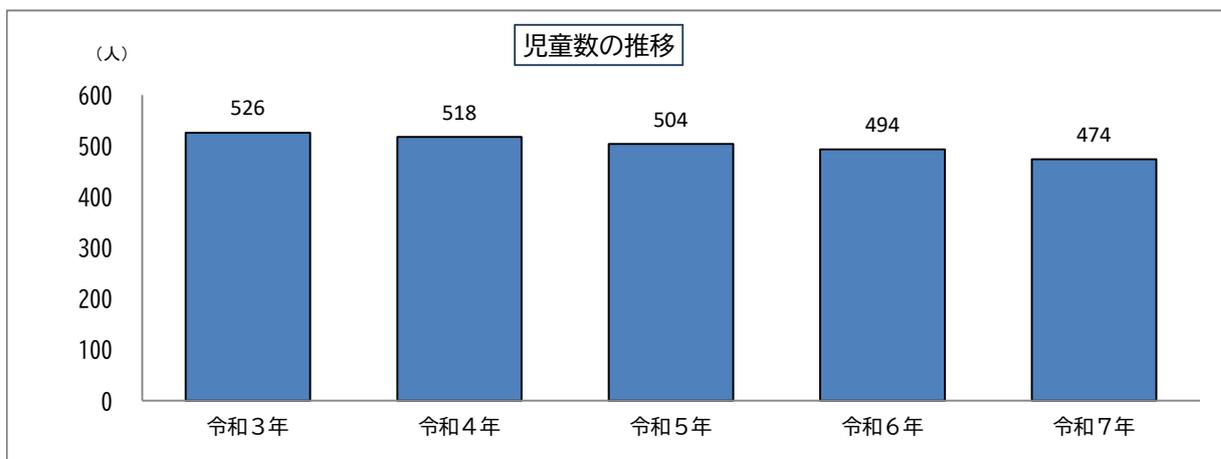


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
梅沢保育所	33	29	28	23	18
つるのこ保育園	62	61	58	54	49
水元保育園	46	38	29	26	25
認定こども園はやせ	69	68	58	55	55
つるた乳幼児園	91	80	80	70	65
NOGI こども園	36	31	27	19	17
ひなづる幼稚園	26	20	18	17	17
合 計	363	327	298	264	246

資料:各年 5月1日現在

## (2)児童数

本町の児童数の推移をみると、令和3年以降、児童数は一貫して減少傾向にあります。児童数は令和3年の526人から、令和4年に518人、令和5年に504人、令和6年に494人と減少が続き、令和7年には474人となっています。



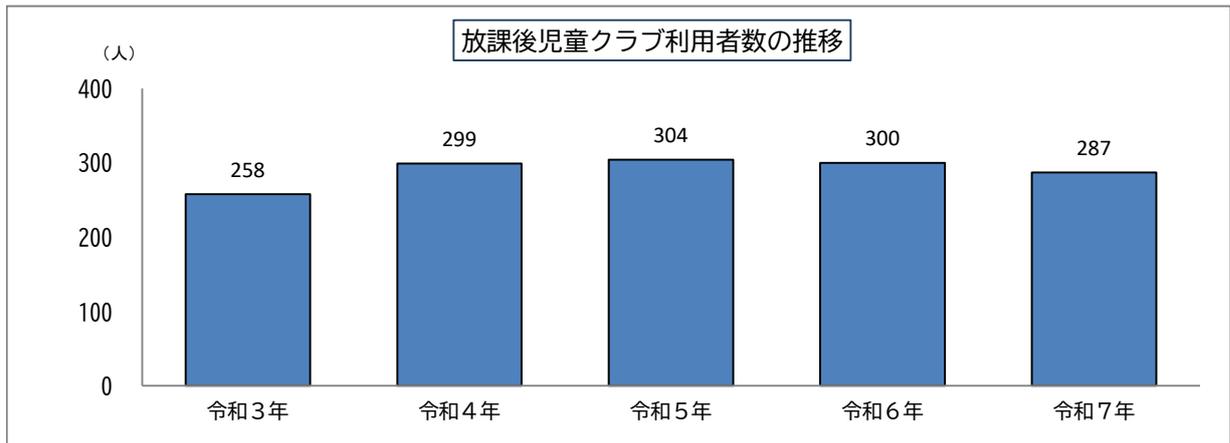
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
鶴田小学校	526	518	504	494	474

資料:各年5月1日現在

### (3)放課後児童クラブ

令和3年から令和7年にかけての放課後児童クラブ利用者数の推移をみると、利用者数は増減を伴いながらも、概ね高い水準で推移しています。利用者数は、令和3年の258人から令和4年に299人、令和5年には304人と増加し、その後、令和6年は300人、令和7年は287人とやや減少しています。

児童数が減少傾向にある中においても、放課後児童クラブの利用者数は一定数確保されており、共働き世帯の増加や保護者の就労状況等を背景に、放課後の居場所や見守りに対するニーズが継続している状況がうかがえます。



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
サンシャインスクール	258	299	304	300	287

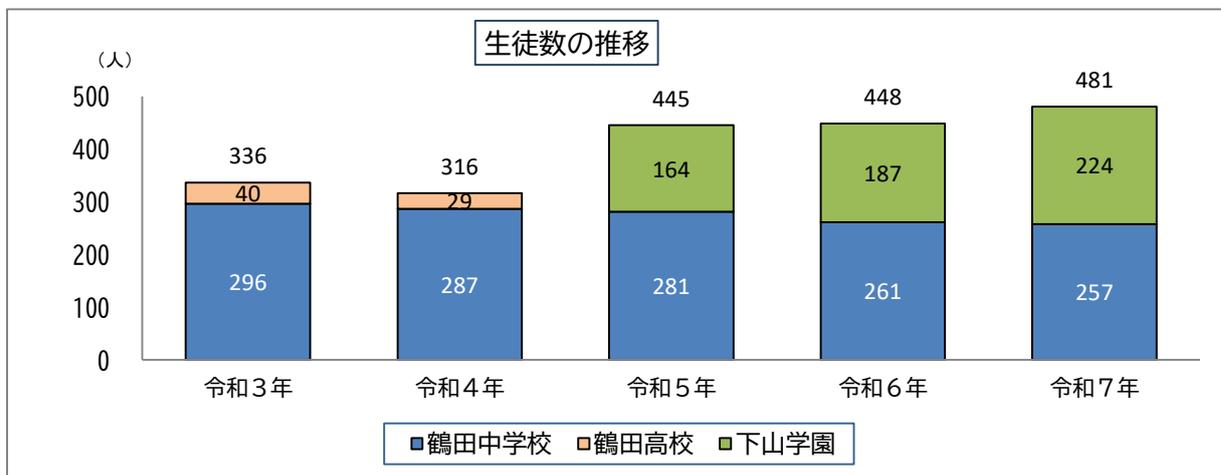
資料:各年5月1日現在

#### (4)生徒数

町内の中学校、高校の生徒数の推移をみると、令和5年から下山学園が鶴田高校跡地に移転されたことにより、令和5年に増加しています。

全体の生徒数は、令和3年の336人から、令和4年に316人、令和5年に445人、令和6年に448人、令和7年には481人となっています。

なお、令和4年をもって鶴田高校は廃校となっています。



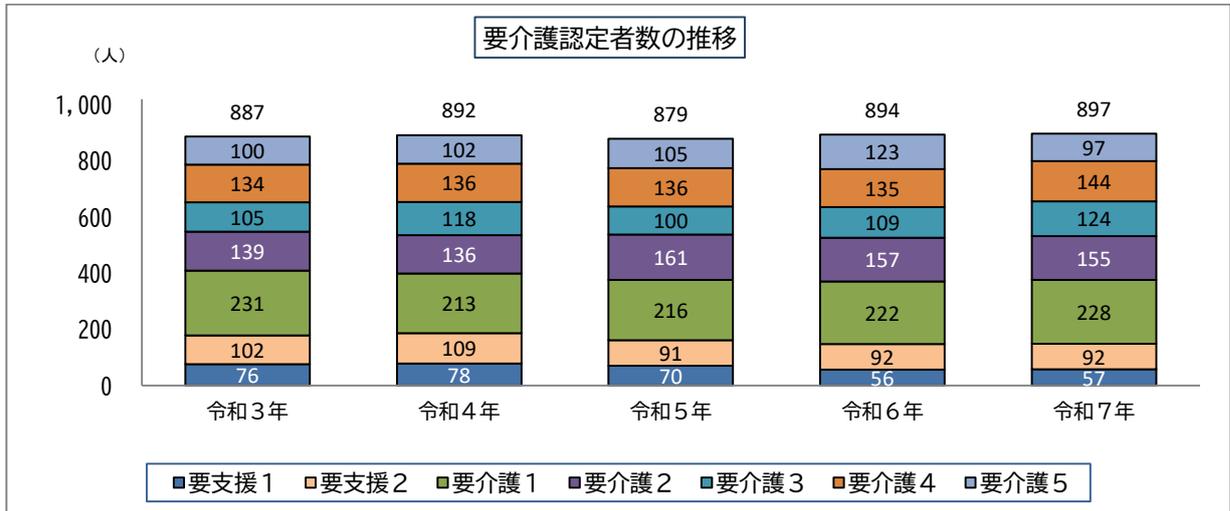
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
鶴田中学校	296	287	281	261	257
鶴田高校	40	29	-	-	-
下山学園	-	-	164	187	224
合計	336	316	445	448	481

資料:各年5月1日現在

### 3 要介護高齢者・障がいのある人の状況

#### (1) 要介護認定者数の状況

要介護認定者数の推移をみると、年ごとに増減はみられるものの、全体としては一定数で推移している状況がうかがえます。要介護度別にみると、比較的軽度の認定者から重度の認定者まで、各区分において継続的に認定者が存在しており、高齢者の介護ニーズが幅広い段階にわたっていることが分かります。

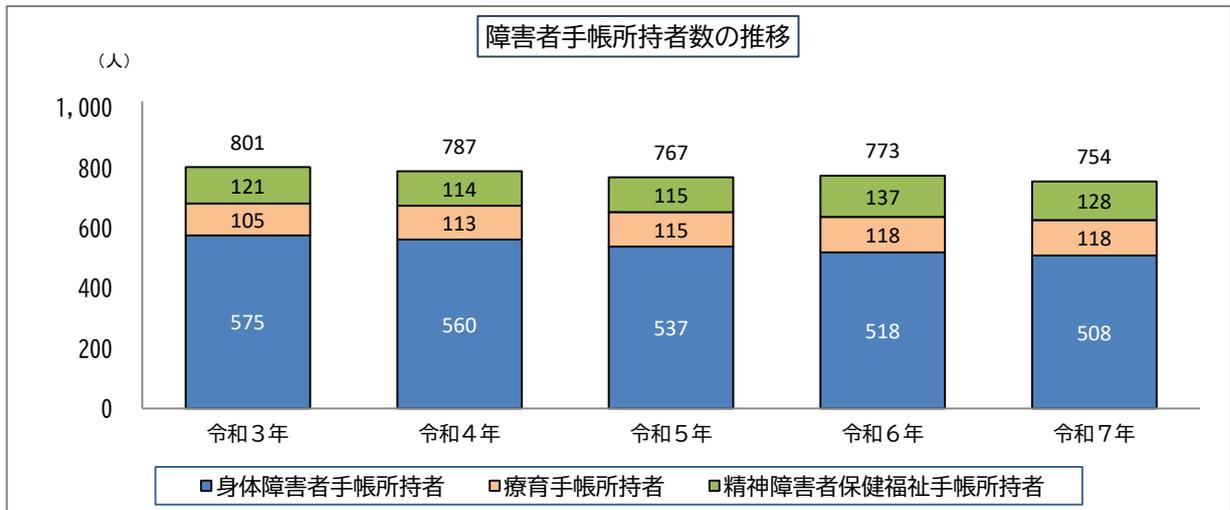


資料：各年9月末現在

#### (2) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年以降、全体としては緩やかな減少傾向がみられます。手帳所持者の総数は、令和3年の801人から、令和4年に787人、令和5年に767人、令和6年に773人と一時的な増加はあるものの、令和7年には754人となっています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者は継続的に減少している一方、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は横ばいから緩やかな増加傾向がみられ、障がいの種別によって動向に違いが生じています。



資料：各年9月末現在

## 4 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、昭和43年2月に社会福祉法人として設立されました。

地域福祉活動をはじめ、介護保険及び障がい福祉サービス事業、福祉団体への支援、福祉資金の貸付などを行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っています。

会員数の推移をみると、一般会員数は年度によって増減はあるものの、概ね同水準で推移しており、近年はやや回復する動きもみられます。一方、団体会員数はおおむね横ばいで推移しています。

### ◆社協会員（単位：世帯、団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会員	3,640	3,635	3,470	3,601	3,671
団体会員	26	26	26	27	25

資料：各年度3月末現在

## 5 自治組織

地域福祉活動の中心となる町内会数は42団体であり、近年においても同数で推移しています。

### ◆町内会（単位：団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内会数	42	42	42	42	42

資料：各年度3月末現在

## 6 自主防災組織

地域住民が結成した自主防災組織は22団体であり、近年においても同数で推移しています。

### ◆自主防災組織（単位：団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自主防災組織数	22	22	22	22	22

資料：各年度3月末現在

## 7 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民にとって身近な相談相手として、また、地域福祉活動のコーディネーター役として活動しています。

鶴田町民生委員児童委員協議会の定数は45人であり、令和2年度以降、定員を満たす体制が継続して確保されています。

### ◆民生委員・児童委員、主任児童委員（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定数	45	45	45	45	45
委員数	45	45	45	45	45

資料：各年度3月末現在

## 8 地域保健、地域福祉で活動する人

町民の協力を得ながら、食生活改善推進員、認知症サポーター、保健協力員などが、身近な地域において健康増進や福祉に関するさまざまな活動を展開しています。

活動人員は分野ごとに増減がみられるものの、特に認知症サポーターについては年々増加しており、地域における認知症への理解や支援の輪が広がっている状況がうかがえます。

### ◆地域保健、地域福祉活動（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食生活改善推進員	41	35	34	27	32
認知症サポーター	27	19	24	152	108
保健協力員	164	162	162	161	162

資料：各年度3月末現在

## 9 ボランティア活動

町内で福祉分野の活動を行っている主なボランティア団体は下表のとおりであり、活動団体数は概ね一定で推移している一方、参加者数には年度ごとの増減がみられます。

### ◆ボランティア活動（単位：人、団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ほのぼの交流協力員	234	174	190	252	261
傾聴ボランティア	7	10	12	10	10
読み聞かせ支援隊	4	4	4	4	5

資料：各年度3月末現在

## 10 地域福祉の拠点

地域福祉に関連する拠点は以下の通りです。

各施設や事業所を地域資源として、それぞれの機能、ノウハウ、ネットワークを連携させていくことが必要です。

### ◆地域福祉拠点（単位：か所）

項目	か所数	項目	か所数
<b>学校教育施設</b>		<b>スポーツ・レクリエーション施設</b>	
小学校	1	体育センター	1
中学校	1	武徳館	1
高等学校	1	野球場	2
幼稚園	1	サッカー場	1
学校給食センター	1	ソフトボール場	1
学校プール（中学校）	1	テニスコート	2
<b>社会教育文化労働施設</b>		テニスコート	2
公民館	1	プール	1
文化センター	10	富士見湖パーク（鶴の舞橋）	1
担い手センター	1	富士見ハーバー（艇庫）	1
ふれあいセンター	10	ゲートボール場	1
柔剣道場	1	<b>医療</b>	
国際交流会館	1	つがる西北五広域連合鶴田診療所	1
鶴の里ふるさと館	1	内科医院	2
鶴田町歴史文化伝承館	1	眼科医院	1
地域活性化支援センター	1	歯科医院	3
<b>社会福祉施設</b>			
保健福祉センター（鶴遊館）	1		
保健福祉館	1		
認定こども園	3		
保育所・園	3		
児童養護施設	1		
特別養護老人ホーム	2		
生きがいセンター	1		
社会社会福祉協議会	1		
デイサービスセンター	6		
介護老人保健施設	1		
認知症対応型グループホーム	8		
精神障害者グループホーム	1		
地域活動支援センター	2		
障害者就労支援事業所	2		
障害者デイサービス	3		
有料老人ホーム	7		
障害児童所施設	1		

## 11 地域福祉計画実施状況の評価

鶴田町では、令和2年度に「鶴田町地域福祉計画」を策定し、「健康で共に支え合う住みよいまちづくり」を基本理念として掲げ、地域福祉施策を推進してきました。

鶴田町地域福祉計画期間内における鶴田町の現状を見ると、高齢化率は令和2年の36.7%から令和7年には39.8%へ上昇するとともに、少子高齢化の進行がみられるなど、更なる地域福祉の推進を必要とする状況へ変化してきました。

鶴田町地域福祉計画で定めた地域福祉に関する施策の取組状況に関して、評価を行います。

### (1) 取り組みの達成状況

地域福祉計画の町の具体的な取り組み及び実施事業に関して、下記評価内容に基づき達成状況の評価を行いました。

#### 【評価基準】

各事業に対して計画期間内における評価を、次の5項目に分類し実施

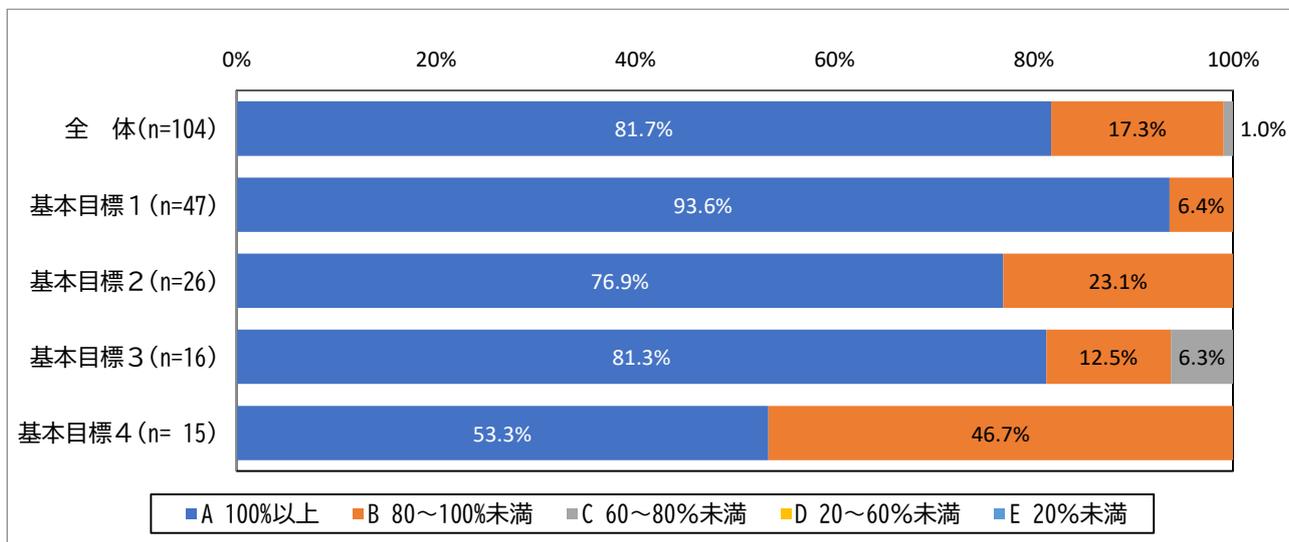
評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

取り組み及び実施事業における達成状況を見ると、全体では、A評価が85件(81.7%)と大半を占め、B評価も18件(17.3%)となっており、C評価は1件(1.0%)のみで、D・E評価はありませんでした。このことから、計画全体としては、ほとんどの施策が計画どおり、または計画を上回る水準で進捗しており、推進体制は概ね良好に機能していると評価できます。

一方で、B評価や一部C評価の施策も見られることから、すべての取組が一様に順調というわけではなく、分野や内容によって進捗状況に差があることがうかがえます。今後は、計画水準にわずかに届いていない施策について、その要因を整理・分析し、実施方法や体制の見直し、関係機関との連携強化などを通じて、着実な改善を図っていくことが求められます。

全体としては、著しく遅れている施策がなく、計画は安定的に推進されている状況にありますが、引き続き進捗管理を丁寧に行い、状況に応じた柔軟な対応を重ねることで、より質の高い計画推進につなげていくことが重要です。

	A 100%以上	B 80~100%未満	C 60~80%未満	D 20~60%未満	E 20%未満
全 体	85 81.7%	18 17.3%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい 仕組みづくり	44 93.6%	3 6.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標2 安心・安全な地域環境づくり	20 76.9%	6 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	13 81.3%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
基本目標4 地域福祉の担い手づくり	8 53.3%	7 46.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



## 第3章 計画の基本方針



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、これまで「健康で共に支え合う住みよいまちづくり」という基本理念のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。この基本理念は、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう地域づくりを目指す、本町の不変の価値であり、今後も揺るぎない指針となるものです。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態や地域のつながりの変化、複雑化・複合化する生活課題への対応など、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。これまでの対象者別・制度別の支援だけでは解決が難しい課題も増えており、地域住民や関係機関が支え合いながら、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では従来の基本理念を引き継ぎつつ、町民一人ひとりが役割と生きがいを持ちながら、ともに安全・安心で心豊かに暮らしていける地域づくりを目指していきます。

#### 【基本理念】

健康で共に支え合う  
住みよいまちづくり

### 2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「第2期鶴田町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本目標2	安心・安全な地域環境づくり
基本目標3	ふれあいとつながりの場所づくり
基本目標4	地域福祉の担い手づくり

### 3 計画の体系図

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み	
健康で共に支え合う住みよいまちづくり	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 サービスを利用しやすい環境づくり	(1) 相談支援体制の整備	
			(2) 情報提供体制の充実	
		2 サービス向上の仕組みづくり	(1) 福祉サービスの充実	
			(2) 権利擁護体制の充実	
			(3) 生活困窮者への自立支援の充実	
			(4) 自殺対策を視野に入れた支援の充実	
		基本目標2 安心・安全な地域環境づくり	1 安心・安全を支える体制づくり	(1) 防犯体制・交通安全対策の推進
				(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化
	(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備			
	基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり	1 住民がつながる場所づくり	(1) ふれあいの充実	
		2 地域における連携の体制づくり	(1) 地域のネットワーク体制の充実	
	基本目標4 地域福祉の担い手づくり	1 福祉意識向上の体制づくり	(1) 福祉意識の醸成	
		2 誰もが参加できる地域づくり	(1) 民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進	

## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

### 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

#### 【評価指標と目標】

評価指標	現状値	目標値
現在住んでいる地域への満足度	73.7%	80.0%
地域を担当している民生委員・児童委員の認知度	31.8%	50.0%

## 1 地域福祉の意識向上と仲間づくり

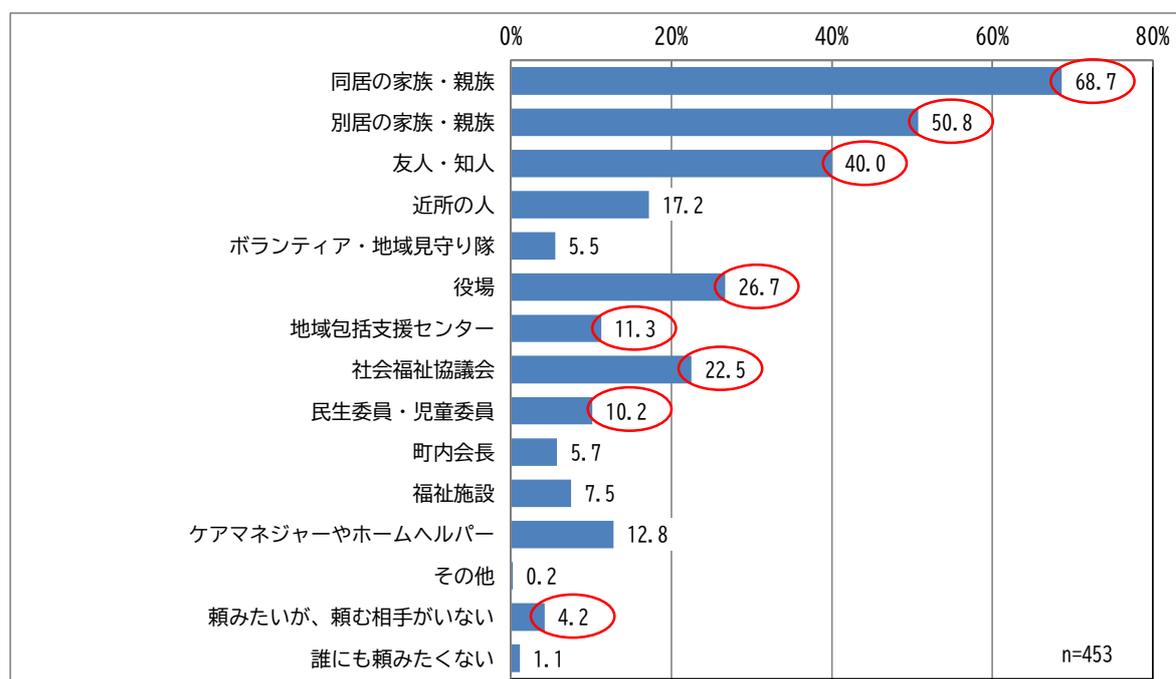
### (1) 相談支援体制の整備

#### 【現状と課題】

地域福祉は、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など対象分野が広範であり、保健、医療、福祉、教育、防災等、行政内外の多様な主体が関わっています。本町においても、分野ごとに相談窓口を設け、対応を行っています。

町民意識調査の結果をみると、生活上の悩みや困りごとの相談先としては、「同居の家族・親族」が68.7%と最も多く、「別居の家族・親族」50.8%、「友人・知人」40.0%と、身近な人に相談する傾向が強くなっています。一方で、「役場」は26.7%、「社会福祉協議会」は22.5%、「地域包括支援センター」は11.3%、「民生委員・児童委員」は10.2%にとどまっており、公的・専門的な相談機関が十分に活用されていない状況がうかがえます。また、「頼みたいが、頼む相手がいない」と回答した人も一定数みられます。

#### <<悩みや心配事の相談先>>



今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進む中で、身近な人だけでは対応が難しいケースの増加が懸念されることから、相談窓口の分かりやすさや利便性の向上、窓口間の連携強化、地域の担い手と専門機関が連携した相談体制の充実を図る必要があります。

### 【取り組みの方針】

- さまざまな相談に対応できる体制づくりを進め、関係機関との連携に取り組むとともに、住民に身近な地域での相談支援活動に携わる人のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。</li> <li>○地域に困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。</li> <li>○広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。</li> </ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。</li> <li>○地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。</li> </ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談内容や対象者に応じた周知方法を工夫し、広報紙やホームページ等を活用して、町役場以外の相談先も含めた相談窓口の情報発信の充実を図ります。</li> <li>○各種相談窓口に寄せられる相談について、関係部署間での情報共有を行い、分野を横断した連携体制の強化に努めます。</li> <li>○研修等を通じて相談員の専門性や対応力の向上を図り、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できる人材の育成に取り組めます。</li> <li>○庁内窓口や関係機関との連携を強化し、ワンフロア・ワンストップによる総合的な相談対応体制の充実を図ります。</li> </ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
消費生活相談窓口 紹介ネットワーク	高齢者などが地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者などの生活における悩み事の解消やさまざまなトラブルの未然防止に向け、消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口の紹介を行っています。	住民環境課
人権擁護委員	差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権に関する相談を受け付け、問題解決への支援や法務局と協力連携して人権侵害からの救済、人権啓発活動を行っています。	住民環境課
相談支援事業	社会福祉士や精神保健福祉士などの専門的な資格をもった相談員が、障がい者などの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行っています。 町では、障がいの特性に応じ、3か所の事業所に業務を委託しています。	福祉介護課
身体障がい者・知的障がい者相談員	障がいを持つ人のさまざまな相談に応じて、必要な助言や指導を行っています。(R7.3 現在 身体障害者相談員2人、知的障がい者相談員1人)	福祉介護課
民生委員・児童委員	地域のなかで援助を必要とする人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行っています。(R7.3 現在 45人)	福祉介護課
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように悩みや質問等に対応します。高齢者の状況を把握し、必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなぐための支援等を行っています。町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課
子ども家庭センター	子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師等が様々な悩みや質問等に対応します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるようサポートします。	子ども健康課

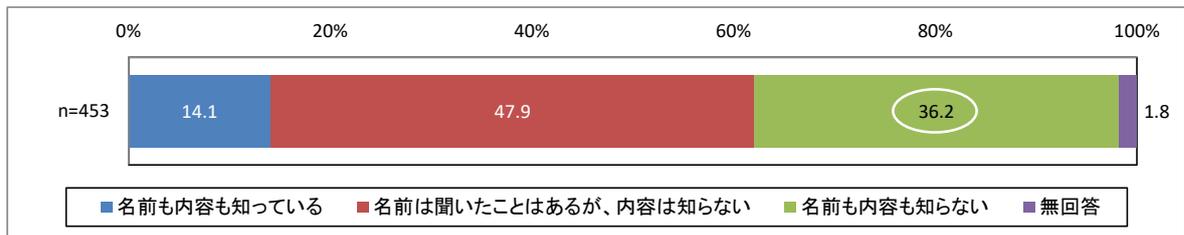
## (2)情報提供体制の充実

### 【現状と課題】

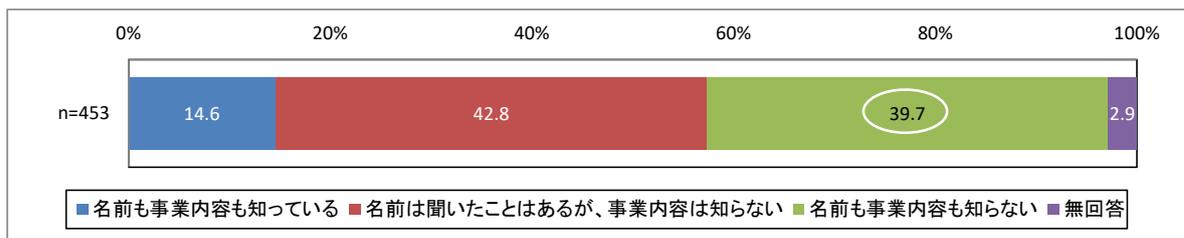
福祉に関わる制度やサービスは、制度改正や事業内容の見直し等により変化が大きく、内容も多様化しています。このため、住民が必要な情報を適切に入手し、活用できる情報提供体制の整備が重要となっています。

町民意識調査では、生活困窮者自立支援制度について「名前も内容も知らない」と回答した人が36.2%、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業についても「名前も事業内容も知らない」と回答した人が39.7%となっており、福祉制度や支援事業の認知度が十分とはいえない状況がうかがえます。これらの結果から、制度や支援に関する情報が住民に十分届いていない可能性が示されています。

<<生活困窮者自立支援制度の認知度>>

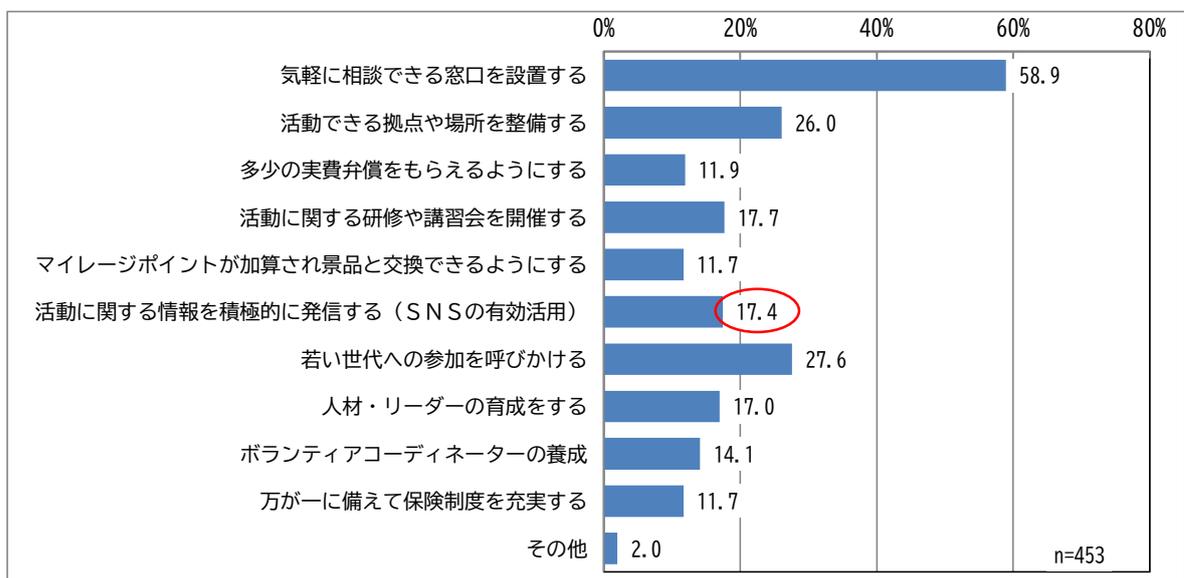


<<日常生活自立支援事業の認知度>>



また、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「活動に関する情報を積極的に発信する(SNSの有効活用)」が17.4%となっており、地域の福祉活動や支援に関する情報発信の不足を課題として認識していることがうかがえます。

<<地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと>>



今後は、福祉制度やサービス、地域の福祉活動に関する情報を分かりやすく整理し、住民が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、地域活動の内容や支援制度について、より効果的な情報提供の充実を図ることが求められています。

### 【取り組みの方針】

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉の制度やサービス等に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。</li> <li>○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。</li> <li>○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。</li> </ul>
<b>地域・関係団体などの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事や回覧板を活用した情報の提供を行いましょ。</li> <li>○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。</li> <li>○地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。</li> </ul>
<b>行政の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙やホームページによる周知を継続するとともに、町広報 LINE 等の新たな媒体も活用し、周知内容に応じた効果的な情報発信の確立を図ります。</li> <li>○内容やレイアウトの工夫により、専門用語をできるだけ用いない分かりやすい表現を心掛け、引き続き読みやすい広報誌等による情報発信を行います。</li> <li>○広報誌やガイドブック等による情報提供に加え、デジタル媒体の活用を進め、ホームページ上で利用できるガイドマップの作成など、分かりやすい福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>

**【実施(予定)事業】**

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービスガイドブック	障がい福祉制度のガイドブックである「障がい福祉サービスガイドブック」を提供しています。また、昨今の法改正に対応した内容に改め改訂し、今後は、障がいのある人が圏域内で利用できる社会資源の情報提供についても作成を検討します。	福祉介護課
保健だより	町お知らせ版にて健康づくり情報の周知を行います。	子ども健康課
鶴田町広報	町広報紙、お知らせ版、町公式ホームページ及び LINE 公式アカウントにて、町政情報の提供を行います。	企画交流課

## 2 サービス向上の仕組みづくり

### (1) 福祉サービスの充実

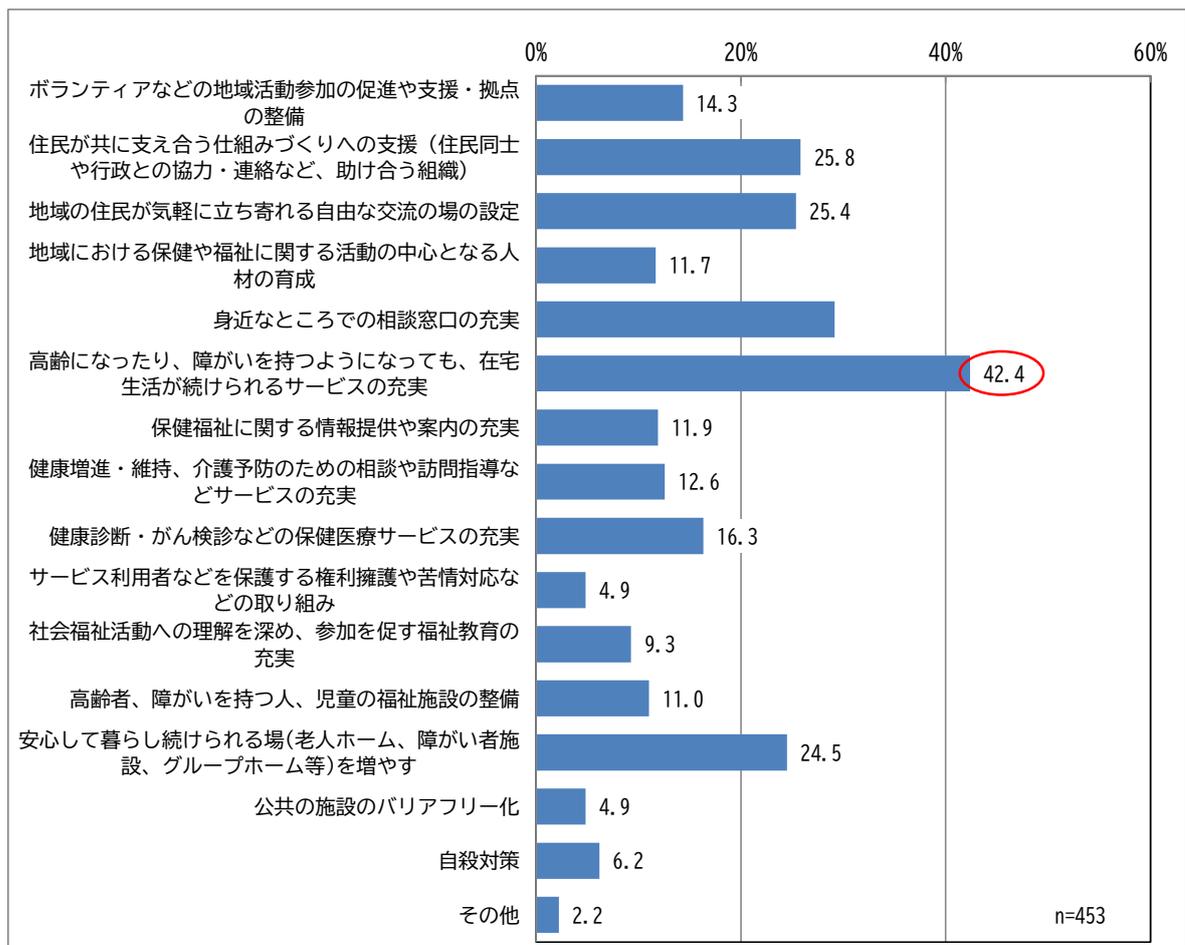
#### 【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくためには、住民の生活状況やニーズに応じて、福祉サービスを質・量の両面から確保していくことが重要です。福祉サービスについては、従来は行政が中心となって提供してきましたが、近年では介護保険制度や障がい者総合支援制度などに基づき、民間事業者や社会福祉法人など多様な主体がサービス提供を担うようになっています。

町民意識調査の結果をみると、今後町が優先して取り組むべき施策として、「高齢になったり、障がいを持つようになって、在宅生活が続けられるサービスの充実」を挙げた人が42.4%と最も多くなっており、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの充実を求める意識が高いことがうかがえます。

このことから、高齢化の進行や介護・支援ニーズの多様化を背景に、在宅生活を支えるサービス提供体制のさらなる充実が求められている状況にあります。

<<今後町が優先して取り組むべき施策>>



また、福祉サービスの利用にあたっては、制度やサービスの内容が分かりにくいことや、支援が必要であっても適切なサービスにつながりにくいケースも想定されることから、サービスの質の確保とともに、利用しやすい体制づくりが重要となっています。

今後、住民が安心して暮らし続けられる地域をつくるためには、制度に基づく福祉サービスの充実に加え、住民やボランティア、企業、社会福祉施設等の多様な主体と連携しながら、地域全体で支え合う体制を構築し、質・量ともに十分な福祉サービスを確保していくことが課題となっています。

### 【取り組みの方針】

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。</li> <li>○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望、アイデアを積極的に伝えましょう。</li> </ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。</li> <li>○民生委員・児童委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。</li> </ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護保険事業計画及び老人保健福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、各分野別福祉計画との整合を図りながら、計画の見直し・再策定を進め、地域の実情やニーズに応じた福祉サービスの充実に取り組みます。</li> <li>○地域ケア体制の中核として、地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者が安心して地域で暮らし続けられる支援体制の充実を進めます。</li> <li>○限られた予算や社会資源を有効に活用しながら、障がいのある人の自立と社会参加を支えるとともに、地域生活支援事業の充実に取り組みます。</li> <li>○子育て中の親が安心して交流や相談ができる場の充実を図るとともに、地域ニーズに応じた保育サービスの確保と充実に努めます。</li> <li>○福祉サービス提供者を対象とした研修や講習会等の情報提供を行い、専門性や支援技術の向上を通じて、質の高いサービス提供体制の確保を図ります。</li> </ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービス	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスが受けられるよう障がい者への支援を行っています。	福祉介護課
子ども・子育て支援事業	妊娠・出産・育児期間において切れ目ない支援を行い、多様な教育・保育サービスの整備をすすめ、貧困や障がいなど子どもの生活状況や性質により不利益が生じないよう、全ての子どもが尊重され健やかに成長できるよう子育て世帯への支援を行っています。	子ども健康課
介護保険・高齢者福祉サービス	医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせ、包括的なサービスが提供できる「地域包括ケアシステム」の充実をすすめ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、介護保険サービスを中心とした高齢者への支援を行っています。	福祉介護課

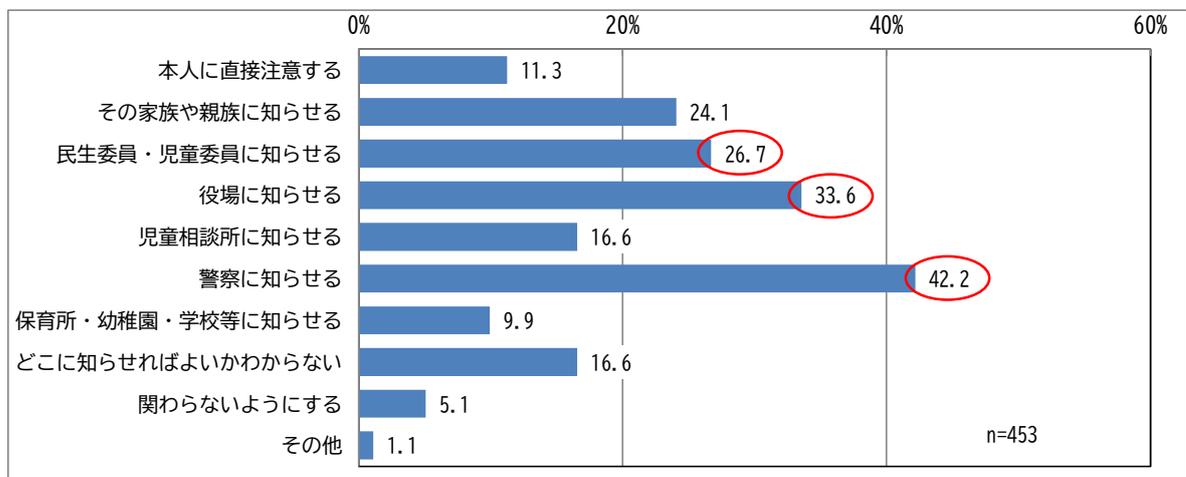
## (2) 権利擁護体制の充実

### 【現状と課題】

地域福祉を推進していく上で、支援を必要とする人の人権を守り、虐待や不当な扱いなどの権利侵害を防止することは不可欠です。特に、認知症高齢者や障がいのある人など、自らの判断で福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、安心して適切な支援を受けられるよう、権利の行使を支援する制度や仕組みの整備が重要となっています。

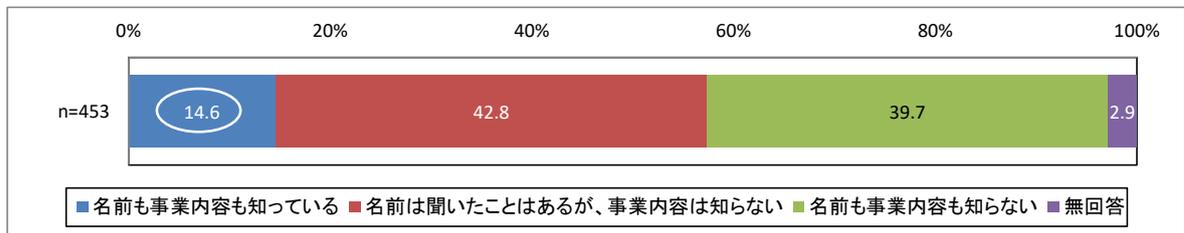
町民意識調査では、子どもや高齢者などに対する虐待や暴力を身近に見たり聞いたりした場合の対応として、「警察に知らせる」(42.2%)、「役場に知らせる」(33.6%)、「民生委員・児童委員に知らせる」(26.7%)など、関係機関に通報・相談すると回答した人が多数を占めており、虐待等に対する問題意識は一定程度浸透している状況がうかがえます。

<<虐待や暴力を身近に見たり聞いたりした場合の対応>>

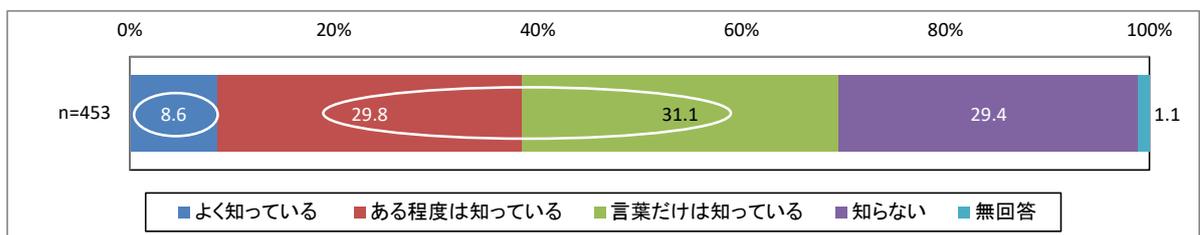


一方で、権利擁護に関する具体的な制度の認知状況をみると、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について「名前も事業内容も知っている」と回答した人は14.6%にとどまっています。また、成年後見制度について「よく知っている」と回答した人は8.6%であり、「ある程度は知っている」(29.8%)や「言葉だけは知っている」(31.1%)を合わせても、制度内容を十分に理解している人は限られている状況です。

<<日常生活自立支援事業の認知度>>



<<成年後見制度の認知度>>



さらに、成年後見制度の利用に関しては、「制度の内容が分かりにくい」「利用の流れがイメージしにくい」といった不安が背景にあり、相談先が分かりにくいことも、制度利用が進みにくい要因の一つと考えられます。

このようなことから、虐待防止に関する意識は一定程度みられるものの、権利擁護制度や支援の仕組みについては、住民への周知や理解が十分とはいえない状況にあります。今後は、福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、権利擁護に関する制度や事業について分かりやすい情報提供や啓発を進めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、権利擁護体制の一層の充実を図っていくことが課題となっています。

### 【取り組みの方針】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

### 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。</li> <li>○ 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。</li> </ul>
<b>地域・関係団体などの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。</li> <li>○ サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。</li> <li>○ 虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。</li> </ul>
<b>行政の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度に関する相談窓口の機能を充実させ、関係機関と連携しながら、的確かつ迅速な相談対応が行える体制の維持・強化を図ります。</li> <li>○ 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・活用を通じて、障がいのある人等の権利擁護と生活支援の充実を図ります。</li> <li>○ さまざまな広報媒体を活用し、虐待の通報・通告義務等に関する情報提供を行うことで、住民の理解促進と虐待防止に向けた意識啓発を進めます。</li> <li>○ 個人情報やプライバシーの保護に十分配慮し、研修等を通じて守秘義務の徹底を図るとともに、適切な情報管理体制の維持に努めます。</li> <li>○ 第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携しながら、成年後見制度の円滑な利用促進に取り組みます。</li> </ul>

【実施(予定)事業】

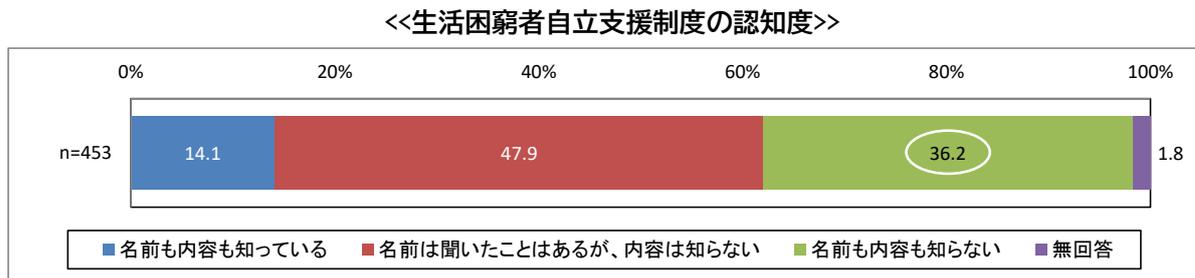
事業名	事業内容	担当課
障がい者虐待防止対策事業	<p>障害者虐待防止法の規定に基づき町担当課窓口で障がい者虐待防止センターを設置し、相談支援事業所や関係機関と連携し、虐待が起きた場合の早期発見・早期解決を図っています。</p>	福祉介護課
高齢者虐待防止対策事業	<p>高齢者虐待防止法の規定に基づく高齢者虐待防止センターの設置を検討しながら、相談支援事業所や関係機関と連携し、虐待が起きた場合の早期発見・早期解決を図っています。</p> <p>今後は、地域住民や関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止に向けた取り組みを推進していきます。</p>	福祉介護課
成年後見制度利用支援事業	<p>判断能力が十分でない人の財産などの権利を守るため、親族がいない人への首長申立て審判の請求費用、成年後見人の報酬など必要となる費用を負担することが困難である人に対して助成を行っています。</p> <p>また、成年後見制度利用促進のため、西北五圏域権利擁護センターを設置しています。</p>	福祉介護課
日常生活自立支援事業	<p>知的・精神上的の障がいなどにより判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助などを行い、相談に応じ関係機関へつないでいます。県社会福祉協議会が実施し、町社会福祉協議会が窓口となっております。</p>	福祉介護課

### (3)生活困窮者への自立支援の充実

#### 【現状と課題】

近年、雇用形態の多様化や経済状況の変化などを背景に、非正規雇用で働く人やひとり親世帯など、生活困窮に至るリスクを抱える人が一定数存在しています。生活困窮は、失業や収入減少といった経済的な問題にとどまらず、健康問題や社会的孤立、家族関係の不安定さなど、複数の課題が重なって生じることが多く、生活を重層的に支える支援体制の構築が重要となっています。

町民意識調査の結果をみると、生活困窮者自立支援制度について「名前も内容も知らない」と回答した人が36.2%となっており、制度の存在や内容が住民に十分に認知されていない状況がうかがえます。また、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」とする回答も一定数みられ、支援制度があっても、必要な人に情報が届いていない可能性が示されています。



生活困窮者は、経済的な不安や困難な状況が長期化する中で、課題解決への意欲が低下し、複数の問題を抱えながらも「どこに相談すればよいのか分からない」「相談すること自体に不安を感じる」といった理由から、支援につながりにくい場合があります。その結果、問題が深刻化し、生活の安定や自立が一層困難になるおそれがあります。

今後、生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげていくためには、生活困窮者自立支援制度に関する分かりやすい情報提供や周知を進めるとともに、地域住民や関係機関が生活困窮のサインに気づき、相談につなげることができる体制づくりが重要です。併せて、相談支援を通じて就労支援や家計改善支援、福祉サービスの利用などにつなげ、生活の安定と自立を包括的に支援していくことが課題となっています。

#### 【取り組みの方針】

- 生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

#### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

### 行政の取り組み

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関と連携しながら、自立相談支援事業等の円滑な実施と支援体制の充実を図ります。
- 県や社会福祉協議会等が実施する生活困窮者支援事業について、広報紙やホームページ等を活用し、必要な人に情報が届くよう周知を図ります。
- 経済的に困窮している人が適切な支援につながるよう、関係機関との連携を強化し、相談内容に応じた支援の提供に努めます。
- 見守り活動等を通じて、支援が必要な生活困窮者等に寄り添う体制を整え、ほのぼのコミュニティ21推進事業の充実を図ります。

#### 【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな問題を抱えた生活困窮者を把握したうえで、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。県が実施し、県社会福祉協議会へ委託しています。 鶴田町地区担当窓口（西北地域自立相談窓口）	福祉介護課
奨学金	学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により就学が困難な人者に対して学資を無利子で貸与しています。	教育委員会
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行っています。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童生徒の保護者に対して特別支援教育就学奨励費を支給しています。	教育委員会
ほのぼのコミュニティ21推進事業	ほのぼの交流協力員が、見守り活動などを通じて、生活困窮者などの支援が必要な人を早期に把握し、支援が必要な人と寄り添いながら、関係者や関係機関と適切なつながりを確保しています。町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課

## (4)自殺対策を視野に入れた支援の充実

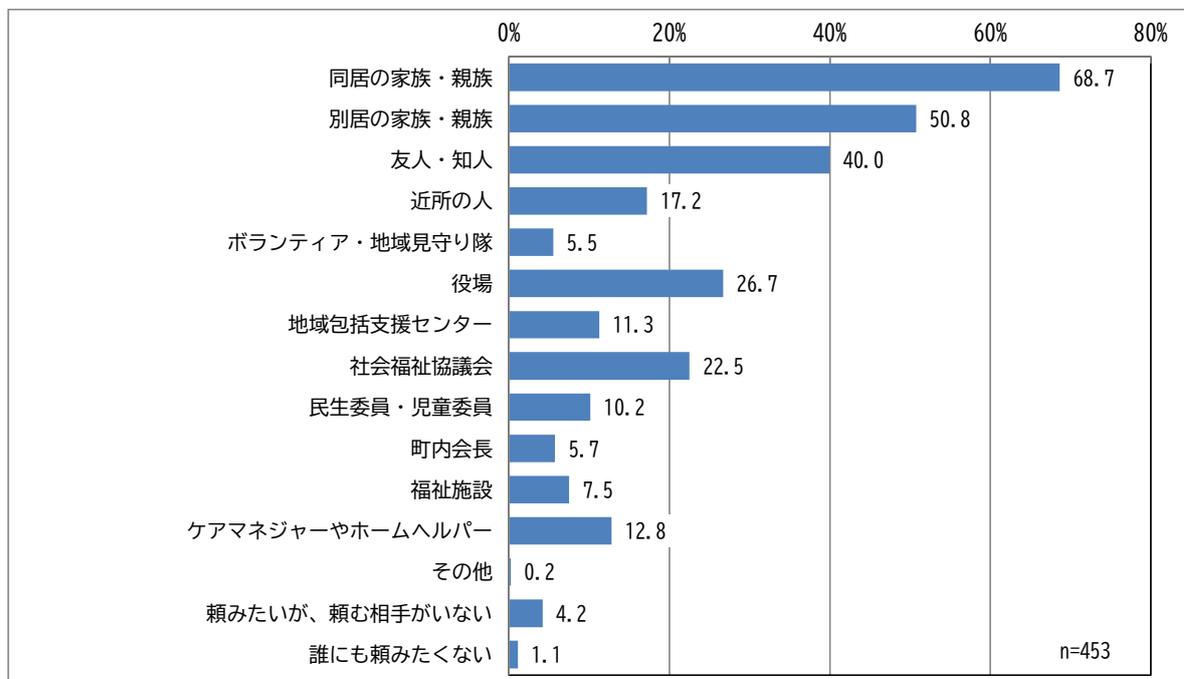
### 【現状と課題】

自殺対策は、個人の問題として捉えるのではなく、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を高めることにより、地域全体の自殺リスクを低下させていく取組として進めていくことが重要とされています。

国においても、自殺総合対策大綱の見直しを通じ、地域の実情に応じた実践的な取組を重視するとともに、孤立・孤独対策や生活困窮者支援など、日常生活における課題への包括的な対応を自殺対策の一環として位置づける方向が示されています。

町民意識調査の結果をみると、悩みや困りごとが生じた際の相談先としては、家族や親族、友人・知人といった身近な人を挙げる割合が高い一方で、行政機関や専門的な相談窓口を挙げる割合は高くない傾向がみられます。また、「頼みたいが、頼む相手がいない」と回答する人も一定数みられ、悩みや不安を抱えていても、相談や支援につながりにくい状況があることがうかがえます。

<<悩みや心配事の相談先>>



このような状況は、生活困窮、健康問題、家庭内の問題、孤立など、複数の課題が重なった場合に、悩みを一人で抱え込みやすくし、自殺のリスクを高める要因となるおそれがあります。自殺を未然に防ぐためには、危機が顕在化する前の段階から、悩みや不安を安心して相談できる環境を整え、早期に支援につなげていくことが重要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体が地域の実情に応じた施策を策定・実施する役割を担うとともに、関係機関・団体、民間団体、地域住民がそれぞれの立場で役割を果たし、相互に連携・協働する体制を構築していく必要があります。今後は、相談支援体制や情報提供体制、生活困窮者支援、権利擁護などの取組と自殺対策を横断的に捉え、日常的な見守りや声かけ、相談のしやすい環境づくりを通じて、地域全体で生きることを支える支援体制の充実を図っていくことが課題となっています。

## 【取り組みの方針】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「いのち支える鶴田町自殺対策行動計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります

## 【取り組み内容】

<b>住民一人ひとりの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころの健康に関心を持ちましょう。</li> <li>○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。</li> </ul>
<b>地域・関係団体などの取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。</li> <li>○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。</li> </ul>
<b>行政の取り組み</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺言動のある人等に関する情報共有を適切に行い、傾聴サロン等の相談体制を活かしながら、関係機関と連携した相談・見守り体制の充実を図ります。</li> <li>○関係機関と連携しながら、専門的な知識や対応力を有する人材の育成に取り組み、今後の支援体制の強化について検討を進めます。</li> <li>○自殺対策に関する正しい知識の啓発を行うとともに、相談窓口の周知を進め、地域全体で自殺予防に取り組みます。</li> </ul>

## 【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
精神障がい者家族会	精神障がい者を持つ家族が集い、病気に対する理解を深め、社会復帰を目標に学び合い、家族同士の交流を図るとともに、社会における偏見を是正するように努めています。	子ども健康課
傾聴サロン	心理的なストレス状態にある人を支えるために、こころの声を傾聴する姿勢と技術を学んだ傾聴ボランティアによる傾聴サロンを開催し、自殺対策の一環として支援しています。	子ども健康課
傾聴ボランティア養成講座	こころの声を傾聴する姿勢・技術を身につけ、地域で実践できる人材を養成するために、傾聴ボランティア養成講座を隔年で実施しています。	子ども健康課
自殺対策講演会	自殺対策に関する正しい知識を普及し、住民自身が地域の中でできることは何かを考える機会を提供するために、自殺対策講演会を開催しています。	子ども健康課
小学生向け SOS の出し方講座	生活上の困難やストレスに直面したときに信頼できる大人に助けを求めることができるように、SOS の出し方を学ぶ機会として実施しています	子ども健康課

**基本目標2****安心・安全な地域環境づくり****【評価指標と目標】**

評価指標	現状値	目標値
個別避難計画作成件数 (避難訓練完了件数(机上訓練含))	—	年 50 件作成
災害時の最寄りの避難場所を知っている割合	75.1%	80.0%

**1 安心・安全を支える体制づくり****(1)防犯体制・交通安全対策の推進****【現状と課題】**

近年、人口減少や高齢化、社会構造や生活様式の変化などを背景に、地域によっては住民同士のつながりが弱まりつつあり、日常的な見守りの目が行き届きにくくなっている状況がみられます。このような状況の中で、児童の登下校時における安全確保や、高齢者が昼間一人で過ごす時間帯における悪質商法など、住民が犯罪被害に遭うおそれのある場面への対応が重要となっています。また、犯罪の手口が巧妙化・悪質化していることから、被害を未然に防ぐための取組の必要性が高まっています。

地域における防犯体制については、戸締りの徹底や不審者への注意喚起、住民同士による声かけや見守りなど、日常的な取組が重要です。併せて、回覧板や広報紙等を活用した情報提供を行い、地域全体で防犯意識を共有することが求められます。そのためには、行政だけでなく、住民や関係団体がそれぞれの役割を担い、協働のもとで犯罪の未然防止や被害の拡大防止に取り組んでいくことが必要です。

更生保護については、保護司会や更生保護女性会による「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行、過ちを犯した者に立ち直りと自立への機会を与えるための活動を支援することで、安心で安全な地域社会の構築を進めていくことが重要です。

また、誰もが犯罪の被害に遭う可能性があることから、犯罪被害者やその家族等が安心して暮らすことができるように、様々な関係機関との連携して寄り添える支援やセーフティネットの構築に取り組むことが重要です。併せて、犯罪被害者等が周囲から受ける偏見や風評、配慮に欠ける言動などの二次的被害、地域社会からの孤立防止へ向けた取組の必要性も高まっています。

一方、交通安全については、高齢化の進行に伴い、高齢者が被害者となるだけでなく、加害者となる可能性もある交通事故への不安が指摘されています。子どもや高齢者、障がいのある人など、交通弱者の安全を確保するためには、道路や交通環境の整備に加え、地域全体で交通安全に対する意識を高め、互いに思いやりを持って行動することが重要です。

今後は、防犯や交通安全に関する啓発活動や情報提供を継続するとともに、住民一人ひとりが地域の一員として安全確保に関わる意識を持ち、行政・関係団体・地域住民が連携して、誰もが安心して暮らせる地域環境の形成を進めていくことが課題となっています。

## 【取り組みの方針】

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

## 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、行政に連絡・相談しましょう。</li><li>○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。</li><li>○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。</li></ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合いましょう。</li><li>○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。</li><li>○学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。</li></ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○警察や関係団体、地域と連携し、防犯に関する助言や情報提供を行うとともに、各種防犯活動を通じて住民の安全確保に取り組みます。</li><li>○広報紙等を活用した周知啓発や講座の開催などを通じて、防犯・交通安全に対する住民の意識向上を図ります。</li><li>○あいさつ運動や声かけなど、地域が主体となって進める見守り・助け合いの取組を支援し、地域全体で安全を見守る体制づくりを進めます。</li></ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
防犯連絡協議会事業	各種犯罪の予防警戒並びに防犯思想の普及に努め、犯罪のない明るい住みよい町づくりを展開する各種事業を行っています。	住民環境課
農作物盗難防止パトロール	収穫前の農作物盗難被害の防止と啓発のため、パトロールを行っています。	住民環境課
消費者被害防止啓発活動	町民文化祭において、消費者被害等防止のための周知チラシを配布し啓発活動を行っています。	住民環境課
交通安全協議会事業	人命尊重のもと、地域住民の交通安全意識を高め、交通マナーの向上を図り、交通事故のない安全で住みよい町づくりを展開する各種事業を行っています。	住民環境課
交通安全道路診断	危ない場所を点検し、「道路上に停止線」を引く、「止まれの文字」を書き入れる、「横断歩道の表示」を引き直すなど、交通事故を未然に防ぐ対策を行っています。	住民環境課
反射材配布活動	高齢者や通学児童の交通事故防止のため、鶴田診療所および鶴田小学校にて反射材の配布を行っています。	住民環境課
交通安全街頭啓発	安全で安心な社会の実現に向けた交通安全活動の一環として、鶴田小学校の通学児童を交通事故から守る観点から、声かけ運動を行っています。	住民環境課

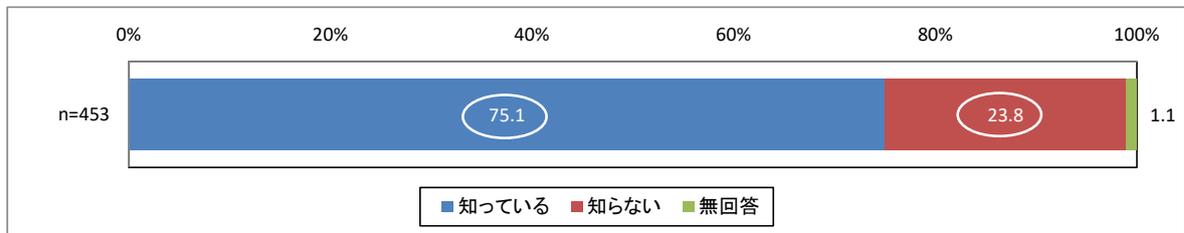
## (2)災害時や緊急時の支援体制の強化

### 【現状と課題】

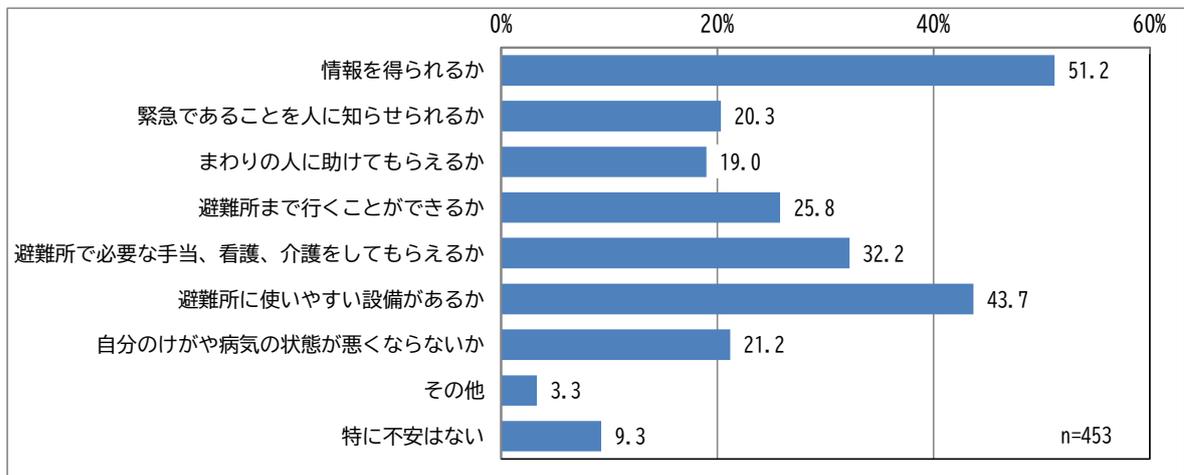
すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活していくためには、地震、雪害、豪雨による水害等などの災害時や緊急時において、迅速かつ適切に避難行動がとれるよう、防災・減災体制を整備していくことが重要です。特に、高齢者や障がいのある人など、災害時に配慮を要する人が安心して避難できる体制づくりが求められています。

町民意識調査の結果をみると、災害時の最寄りの避難場所を「知っている」と回答した人は75.1%である一方、「知らない」と回答した人も23.8%みられます。このことから、一定数の住民が、災害時に必要となる基本的な避難情報を把握できていない状況がうかがえます。また、「災害時の避難や対応について不安に思うこと」の結果では、避難行動や災害時の対応に関して、さまざまな不安を感じている住民が多くみられます。具体的には、避難時の行動や判断、情報の入手方法、周囲からの支援に関する不安など、災害発生時に適切に行動できるかどうかに対する懸念が示されています。

<<災害時の最寄りの避難場所を知っているか>>



<<災害時の避難や対応について不安に思うこと>>



今後は、すべての住民が災害時や緊急時に必要な情報を的確に入手できるよう、避難場所や連絡先等に関する分かりやすい情報提供を行うとともに、平時からの防災意識の啓発や訓練を通じて、避難行動への理解を深めていくことが重要です。また、災害対策は行政だけで完結するものではないことから、住民や地域団体、関係機関等と協働し、見守りや声かけを含めた地域全体での支援体制を強化し、地域の防災・支援力を高めていくことが課題となっています。

## 【取り組みの方針】

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

## 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。</li><li>○ 災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。</li><li>○ 自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。</li></ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要配慮者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。</li><li>○ 高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。</li></ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難場所や避難経路、災害時の対処方法について、ホームページやハザードマップ等を活用し、引き続き分かりやすい情報提供を行います。</li><li>○ 要配慮者の個別避難計画を参考にしながら、各要配慮者の特性に応じた支援が行える避難所運営体制の整備を進めます。</li><li>○ 災害別の避難場所や避難経路等に関する情報提供について、内容を精査しながら、効果的な周知方法により住民の防災意識向上を図ります。</li><li>○ 避難行動要支援者の個別避難行動を活用し、町内会等と連携しながら、地域主体による避難訓練の実施を推進します。</li><li>○ 避難行動要支援者名簿を適切に管理・更新し、関係機関との情報共有を通じて、災害時の安否確認や避難支援を円滑に行える体制を維持します。</li><li>○ 社会福祉協議会と協定を結んでいる災害支援ボランティアセンター等を活用し、円滑で効率的な災害支援体制の充実を図るとともに情報発信に努めます。</li></ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者名簿の活用	要支援者世帯の把握に努め、避難行動要支援者名簿システムを整備し、避難支援等を実効性のあるものとするため個別避難計画の策定を進め、災害時における支援体制の強化を図っています。	福祉介護課
避難訓練	各町内会や自主防災組織が中心となり避難訓練を実施し、避難方法や避難先や把握することで、防災意識を高めていきます。	総務課
福祉避難所の指定	災害時における避難生活の不安解消を推進するため、災害時に備えて高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所の協定締結を、14か所と行っています。	福祉介護課
地域支え合い除雪助成金事業	地域住民等で組織する団体が、団体構成員所有の除雪機を使用し、高齢者および障がい者世帯の玄関から公道までの除排雪および避難路等の確保を行った場合、助成金を交付し、冬期間における安全の確保および生活環境の向上と地域での支え合い活動の推進を図っています。	福祉介護課
緊急通報装置等貸与事業(福祉安心電話)	ひとり暮らし高齢者や障がいのある世帯で、急病や災害などの緊急時に消防署や近隣の協力者に通報できる緊急通報システムで、緊急時の対応と安心感を確保しています。町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課

### (3)誰もが暮らしやすい環境の整備

#### 【現状と課題】

すべての住民が安心して快適に生活していくためには、道路や公共施設、生活関連施設などの生活基盤が適切に整備されていることが重要です。特に、高齢者や障がいのある人、子ども連れの人など、日常生活において配慮を要する人が、不便や不安を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。

近年は、高齢化の進行や生活様式の変化により、移動や外出、買い物、公共施設の利用などに困難を感じる人が増えています。段差や坂道などの物理的な障壁や、移動手段の確保が課題となっており、日常生活の利便性や自立した生活の継続に影響を及ぼしています。

また、暮らしやすい環境を支えるためには、施設整備などのハード面だけでなく、見守りや支え合いといった地域のつながりも重要です。一方で、地域活動の担い手が限られていることから、活動の継続や負担の偏りが課題となっています。

このため、今後はユニバーサルデザインの視点に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安全かつ円滑に移動できる道路や歩道の整備、段差の解消や案内表示の充実など、公共空間のバリアフリー化を進めていくことが重要です。また、公共施設や生活関連施設についても、出入口や通路、トイレ等の利用しやすさに配慮した整備を行い、誰もが安心して利用できる環境の確保が求められます。

併せて、公共交通や福祉交通の充実など、日常生活における移動環境の改善を図ることで、住民の利便性と安全性の向上につなげていくことが必要です。

#### 【取り組みの方針】

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

#### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。 ○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。 ○ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
行政の取り組み
○ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公共施設等について、障害者差別解消法等を踏まえた環境整備を計画的に進め、誰もが利用しやすい施設整備に取り組みます。 ○町民の重要な移動手段として地域巡回バスの運行を維持するとともに、福祉タクシー制度や高齢者向け移動支援事業とあわせて、町民の暮らしを支える交通手段の確保と利便性の向上に取り組みます。

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
地域巡回バス運行事業	町民の誰もが無料で利用できる地域巡回バスの運行を行っています。町では1か所の事業所に業務を委託しています。	企画観光課
町内巡回送迎事業 (スマイル号)	65歳以上で自ら移動手段を持っていない乗降可能な人を対象に、町の各地区と保健福祉センター「鶴遊館」とを結ぶ町内巡回送迎車を運行し、保健福祉センターでの介護予防事業や町内への買い物等生活支援を行っています。町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課
福祉タクシー	在宅重度障がい者の社会参加のため、福祉タクシー券を交付し、タクシーの基本料金を助成します。	福祉介護課

## 基本目標3

## ふれあいとつながりの場所づくり

### 【評価指標と目標】

評価指標	現状値	目標値
地域の活動や行事へ参加している人の割合	34.6%	40.0%
ほっこりサロン・地区サロン参加延べ人数（年）	2,677	2,944

## 1 住民がつながる場所づくり

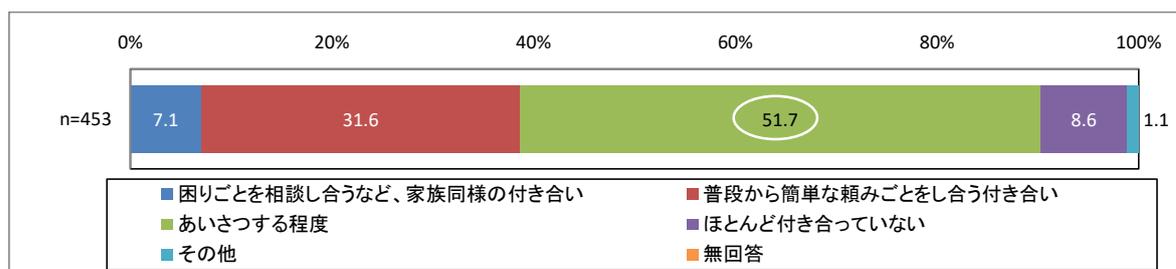
### (1)ふれあいの充実

#### 【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくためには、身近な地域の中で人と人がつながり、日常的な交流やふれあいが育まれていくことが重要です。こうした関係性は、地域への愛着や信頼感を高め、地域全体の支え合いの基盤となります。

町民意識調査の結果をみると、隣近所との付き合いの程度では、「あいさつをする程度」と回答した人が51.7%と最も多く、地域における近所づきあいは、日常的なあいさつや声かけを中心とした、比較的緩やかな関係が主流となっていることがうかがえます。一方で、あいさつ以上の関わりを持つ人や、近所づきあいがほとんどない人も存在しており、住民の間で近所づきあいの深さには幅がみられます。このことから、地域の中で最低限の関係性は保たれているものの、困りごとを相談したり、支え合ったりする関係にまで発展していないケースも少なくないと考えられます。

<<隣近所との付き合いの程度>>



今後は、こうした日常的なあいさつや声かけを基盤としながら、住民同士が自然に交流を深められる場や機会を設け、無理のない形でふれあいを広げていくことが、地域のつながりを育むうえで重要な課題となっています。

#### 【取り組みの方針】

- 「地域のつながり」を大切に、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

## 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。</li><li>○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域のさまざまな世代の人との交流を持ちましょう。</li></ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。</li><li>○地域であいさつ運動や声かけ運動を展開しましょう。</li><li>○地域の気軽にさまざまな住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。</li><li>○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。</li></ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○子どもから高齢者まで、また障がいの有無等にかかわらず、さまざまな住民同士が交流できる場や機会の創出・充実に取り組みます。</li><li>○各地域で行われている行事やイベント等に関する情報を収集し、広報紙やホームページ等を通じて、住民に分かりやすく提供します。</li><li>○高齢者の孤独感や閉じこもりの解消を図るため、地域における高齢者同士の交流や、子どもたちとの世代間交流の促進に取り組みます。</li><li>○子育て中の親同士が、子どもを含めて安心して交流できる場や機会の提供に取り組み、子育ての孤立防止を図ります。</li><li>○学校・家庭・地域が連携した協議体制の充実に図り、地域全体で子どもの健全な育ちを支える体制づくりに取り組みます。</li><li>○要保護児童等に関する情報共有と適切な支援につなげるネットワークの強化を図り、貧困や障がい等による不利益が生じないように、包括的な支援体制の構築と関係機関間の連携に取り組みます。</li></ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
親子リフレッシュタイム (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児を持つ親の育児不安の解消や心のリフレッシュとなるように、親同士の交流や育児相談ができる場や機会を提供しています。町では1か所の事業所に業務を委託しています。	子ども健康課
健康体操教室 (つるりん体操)	身体機能を維持し、転倒などの原因で要介護状態になることを予防するため、健康運動教室を通じ意識的に体を動かす機会や運動指導の充実を図っています。	子ども健康課
ほっこりサロン・地区サロン	高齢者同士の交流を広めるため、保健福祉センター「鶴遊館」で週2回の「ほっこりサロン」や、高齢者が住んでいる身近な場所で「地区サロン」として、お茶やコーヒーなどを飲みながら、会話やゲームなどのレクを通して、高齢者同士の交流を広めていきます。また、高齢者が気軽に交流できる場や機会を提供しています。 町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課
Cocorira 倶楽部	保健福祉センター「鶴遊館」で、高齢者が心身ともに健康でいられるための健康づくり・介護予防として、「ヨーガ」、「ココリラ体操」、「フラダンス」をそれぞれ月2回、専門の講師が利用者の体力に合わせて指導しています。 町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課
各種生きがい活動	高齢者同士の交流を広げる活動として、「ゴニンカン」「カラオケ」「書道」「ボッチャ」「ノルディックウォーク」「脳楽寺子屋」を行っています。 町では社会福祉協議会に業務を委託しています。	福祉介護課
育-HUG	月2回子どもたちの自主遊びや自主学習の場を提供し、地域との繋がりを作ります 社会福祉協議会が実施し、町は事業へ補助を行っています。	子ども健康課

## 2 地域における連携の体制づくり

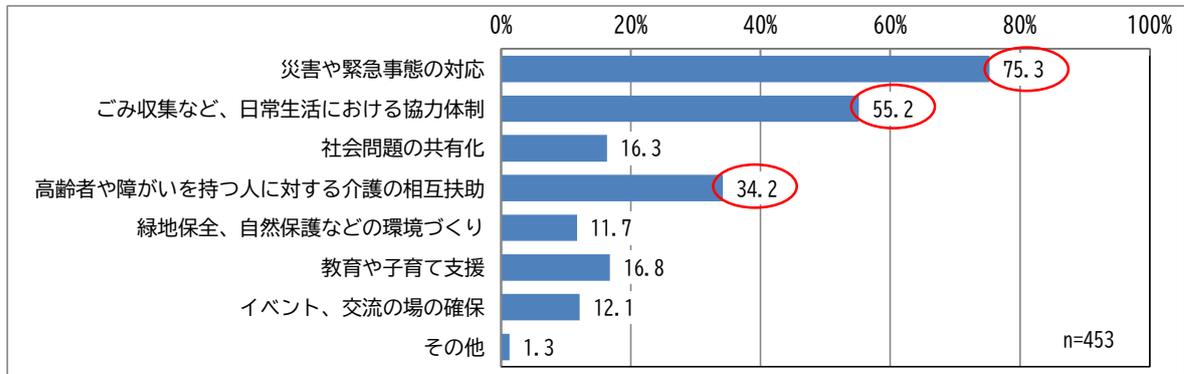
### (1)地域のネットワーク体制の充実

#### 【現状と課題】

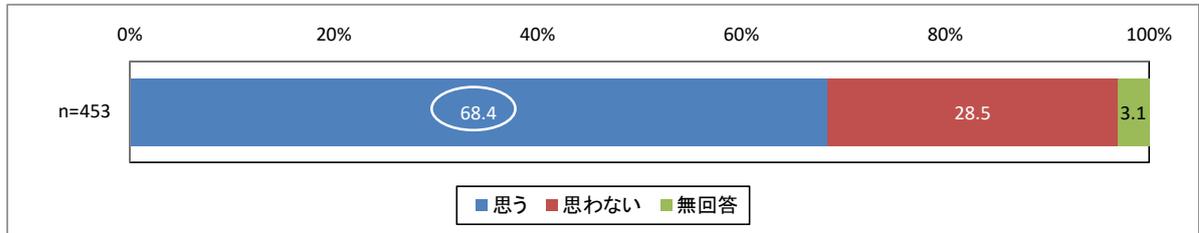
高齢者や障がい者、子どもなど、さまざまな支援を必要とする人が地域で安心して生活していくためには、地域住民や関係団体、行政が連携し、支援を行う体制づくりが重要です。

町民意識調査の結果をみると、地域社会に対して「災害や緊急事態への対応」(75.3%)や「日常生活における協力体制」(55.2%)、「高齢者や障がいのある人に対する相互扶助」(34.2%)など、地域の中で支え合う役割を期待する意識がみられます。また、近隣で困っている世帯があった場合に「手助けができると思う」と回答した人は68.4%であり、具体的な支援として「緊急時の手伝い」(64.5%)や「見守り・安否確認」(57.1%)が挙げられています。

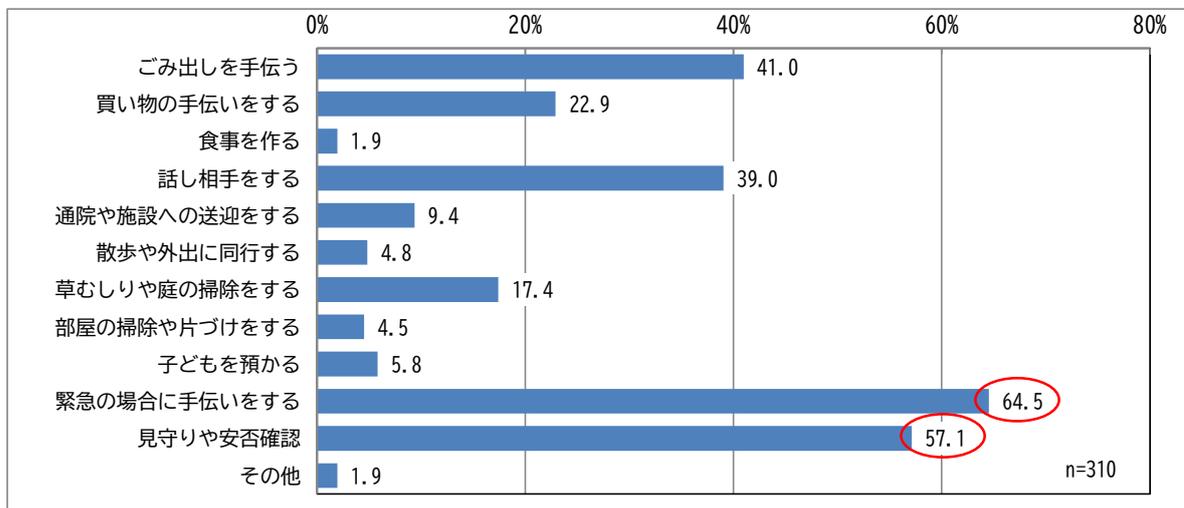
<<地域社会の役割について期待すること>>



<<近隣で困っている世帯があった場合に手助けできると思うか>>

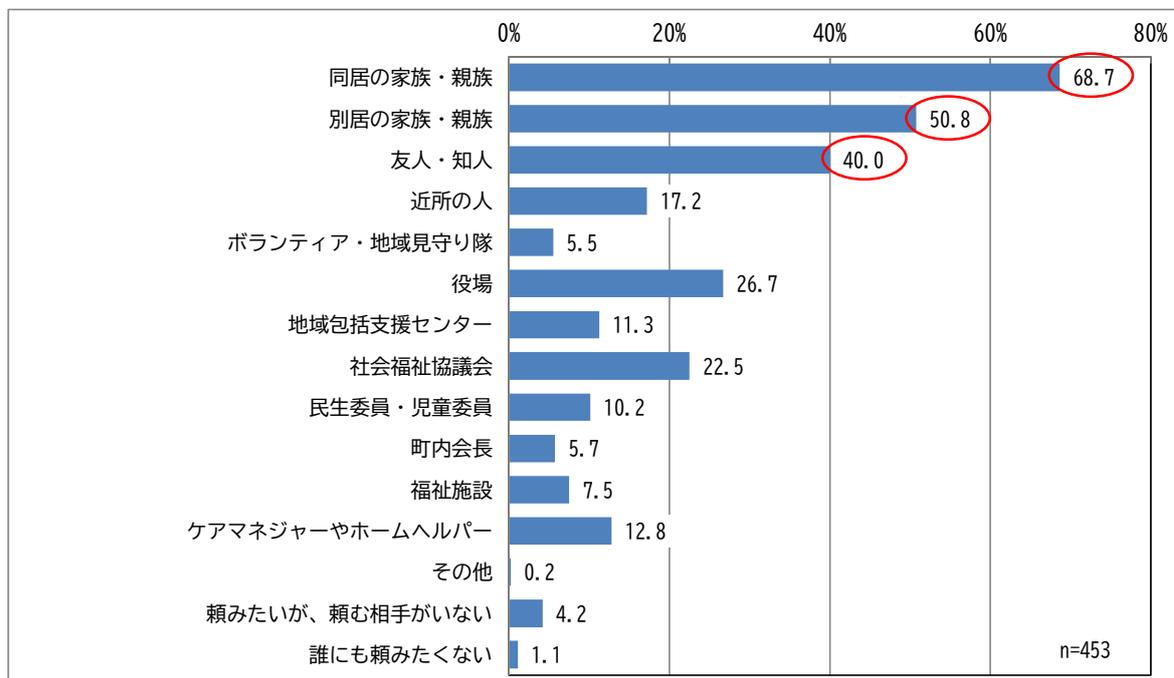


<<困っている世帯への具体的な支援>>



一方で、生活上の問題については「同居の家族・親族」(68.7%)や「別居の家族・親族」(50.8%)、「友人・知人」(40.0%)など身近な人に頼る傾向が強く、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの支援機関につながりにくい状況がうかがえます。

<<悩みや心配事の相談先>>



これらのことから、住民の支え合い意識や身近な支援の力は一定程度存在しているものの、それらを制度的な支援や専門機関につなげ、地域全体で共有・連携する仕組みが十分に整っているとはいえません。今後は、住民同士の見守りや声かけを起点としつつ、民生委員・児童委員、地域役員、ボランティア、社会福祉協議会、行政などが連携し、それぞれの役割を活かした地域ネットワーク体制の充実を図っていくことが課題となっています。

### 【取り組みの方針】

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

### 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。
○隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。
○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。
○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。

地域・関係団体などの取り組み
<p>○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。</p> <p>○地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。</p>
行政の取り組み
<p>○高齢者等見守りネットワークなど、地域単位で支え合う仕組みづくりを支援するため、介護保険事業計画との整合を図りながら、町の実情に即した実現可能な仕組みの検討に取り組みます。</p> <p>○各地区で行われている地域活動に関する情報提供を行うとともに、地域組織における福祉意識の向上につながる取組を進めます。</p>

### 【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう支援を行っています。町では社会福祉協議会へ委託しています。	福祉介護課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に、元気な高齢者をはじめ、地域住民やシルバー人材センター、ボランティアやNPO、民間企業や社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える地域づくりを促進しています。町では社会福祉協議会に業務の一部を委託しています。	福祉介護課
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を行っています。町では社会福祉協議会へ業務を委託し、2名のコーディネーターを配置しています。	福祉介護課

## 【評価指標と目標】

評価指標	現状値	目標値
福祉への関心を持っている人の割合	74.1%	80.0%
困っている世帯に対して手助けできると思う人の割合	68.4%	80.0%

## 1 福祉意識向上の体制づくり

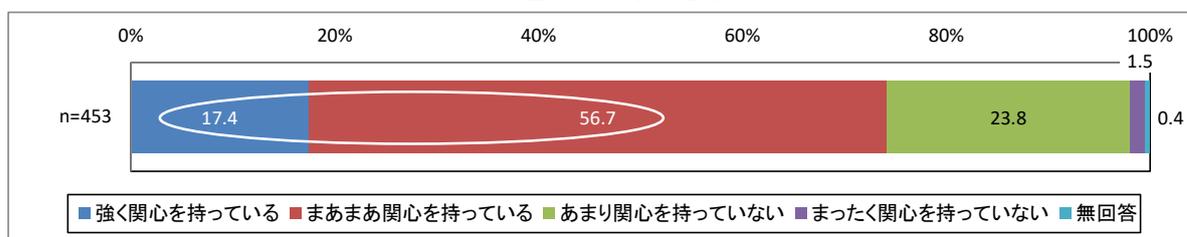
## (1)福祉意識の醸成

## 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、行政や関係機関だけでなく、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、自助・共助による支え合いの重要性を理解することが不可欠です。

町民意識調査における福祉に対する関心度をみると、「強く関心を持っている」(17.4%)と「まあまあ関心を持っている」(56.7%)を合わせた関心を持っている人は約7割となっており、多くの住民が福祉に一定の関心を示していることがうかがえます。一方で、「あまり関心を持っていない」(23.8%)や「まったく関心を持っていない」とする回答もみられ、福祉への関心の度合いには差がある状況です。

&lt;&lt;福祉に対する関心度&gt;&gt;



また、少子高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化により、地域における人と人とのつながりは希薄化しつつあり、地域の困りごとを身近な課題として捉えにくい状況もみられます。福祉に関心があっても、具体的な行動や地域活動への参加につながりにくいことや、福祉活動の担い手が一部の人に偏りやすいことが課題となっています。

今後は、福祉を特別な分野として捉えるのではなく、日常生活の中で誰もが関わる身近なテーマとして理解できるよう、幅広い世代を対象とした福祉教育や啓発を進めるとともに、地域活動やボランティアへの参加を通じて、支え合いの意識を地域全体で育てていくことが求められます。

## 【取り組みの方針】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

## 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。</li> <li>○家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。</li> <li>○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、福祉に関する正しい知識を得ましょう。</li> </ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。</li> <li>○地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。</li> </ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に関する情報の広報・啓発を行うとともに、地域で支え合うことの重要性や交流活動の意義について理解を深め、地域全体で福祉意識の醸成が図られるよう取り組みます。</li> <li>○学校での福祉教育を中心に、地域の実情を踏まえながら、効果的な機会に重点を置いて福祉に関する理解の促進に取り組みます。</li> <li>○地域で行われている行事やイベント、地域活動等について、必要な情報を分かりやすく整理し、広報やホームページ等を通じて効果的な情報提供に取り組みます。</li> <li>○講演会や研修会、体験学習等を実施し、福祉に対する理解を深めるとともに、より多くの住民が参加しやすい形となるよう工夫しながら、意識啓発に取り組みます。</li> </ul>

## 【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
生活支援サポーター養成事業	高齢者のみの世帯の増加や地域のつながりの希薄化といった課題に対応するため、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、地域における生活支援の担い手を計画的に養成・確保する取組を推進します。養成講座やスキルアップ講座を活用しながら、支え合い活動を担う人材の質と量の両面からの充実を図り、地域に根ざした生活支援サービスの充実につなげます。	福祉介護課
福祉活動専門員	社会福祉協議会にて従事し、介護、障がい、子育てと様々な課題に対し、分野を問わず地域全体の福祉課題として、課題解決のための企画・推進・連携を行います。社会福祉協議会が配置し、町は補助を行っています。	福祉介護課
ほのぼのコミュニティ21推進事業	ほのぼの協力員として、普段からボランティア活動を行っている推進員とボランティアを行うことで、子どものボランティア活動へのきっかけ作りの他、地域とのつながりづくりの場とします。町では社会福祉協議会へ委託しています。	福祉介護課

## 2 誰もが参加できる地域づくり

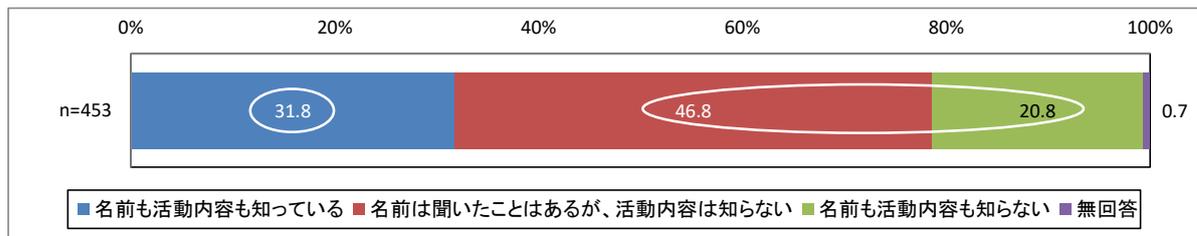
### (1) 民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

#### 【現状と課題】

民生委員・児童委員や福祉に関わるボランティア、福祉団体等は、地域福祉の推進主体として、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援をはじめ、見守りや相談対応など、地域に密着した重要な役割を担っています。こうした活動は、支援を必要とする人と行政や専門機関をつなぐ役割も果たしており、地域福祉を支える基盤となっています。

町民意識調査の結果をみると、地域を担当している民生委員・児童委員について「名前も活動内容も知っている」と回答した人は31.8%にとどまっています。一方で、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」が46.8%、「名前も活動内容も知らない」が20.8%となっており、民生委員・児童委員の存在は一定程度知られているものの、その役割や具体的な活動内容については、住民に十分に理解されていない状況がうかがえます。

<<地域を担当している民生委員・児童委員の認知度>>



これらのことから、民生委員・児童委員やボランティア、福祉団体等の役割や活動内容について、より分かりやすく周知し、住民の理解を深めていくことが重要です。あわせて、地域福祉活動に関心を持つ住民が、気軽に関わることのできる機会をつくることで、誰もが地域福祉に参加できる環境づくりを進めていくことが課題となっています。

## 【取り組みの方針】

- 民生委員・児童委員や福祉の関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員・児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

## 【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。</li><li>○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。</li><li>○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。</li><li>○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。</li></ul>
地域・関係団体などの取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。</li><li>○民生委員・児童委員、ボランティア等と社会福祉協議会、町内会等、関係団体との連携・協力関係を深めましょう。</li><li>○ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。</li><li>○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。</li></ul>
行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員やボランティア等の役割や活動内容について、広報紙や掲示物等を活用して周知を行い、住民の理解と認知度の向上に取り組みます。</li><li>○ほのぼの交流事業で活動するほのぼの交流協力員とボランティアとの協働を促進するとともに、活動の様子を発信することで地域におけるボランティアの輪の拡大に取り組みます。</li><li>○広報紙やホームページ等を活用し、ボランティア活動への理解促進と参加の呼びかけを行うとともに、活動に関心のある人が円滑に参加できる体制づくりに取り組みます。</li></ul>

【実施(予定)事業】

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員	地域のなかで援助を必要とする人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行っています。	福祉介護課
ほのぼの交流協力員	ひとり暮らしの高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援が必要な人と寄り添いながら、関係者や関係機関との適切なつながりを確保する見守り活動などを行っています。	福祉介護課
日本赤十字奉仕団	日本赤十字鶴田町分区と連携し、高齢者支援活動や赤十字のPR活動などを行っています。	福祉介護課
食生活改善推進員	食生活改善をとおして、町民の健康づくりを推進するために町民を対象とした講習会や健康食の普及、食育活動などを行っています。	子ども健康課
認知症サポーター	認知症に対する偏見をなくし、予防啓発活動や認知症の人とその家族を支える地域人材を育成するため、小中学校の生徒やボランティア団体等を対象とした講座等を行っています。 社会福祉協議会が地域支援センターの事業として養成講座を実施しています。	福祉介護課
保健協力員	町民の健康づくりを推進するために、町民と行政をつなぐ担い手として、地域の情報提供や、各種健（検）診受診勧奨や講習会参加への勧奨など、保健事業への協力を行っています。	子ども健康課
傾聴ボランティア	町の傾聴ボランティア養成講座で、こころの声を傾聴する姿勢と技術を学んだ修了者が、町と連携を図りながら、月2回傾聴サロンを開催し、こころの健康づくりや自殺対策につなげる活動を行っています。	子ども健康課
育-HUG	子どもたちが自主学習や遊びを行っている間、子どもたちの見守りを行っています。 社会福祉協議会が実施し、町は事業へ補助を行っています。	子ども健康課
読み聞かせ支援隊	サンシャインスクールを利用している児童に対し、体験活動の一環として絵本の読み聞かせや、朗読等を行っているほか、公民館図書整理を月1回行っています。	教育委員会



## 第5章 第2期成年後見制度利用促進基本計画



# 第5章 第2期成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方の地域生活の自立促進が求められる中、身寄りがないことなどにより社会的孤立の状態に置かれる方が増えており、誰もがその人らしく生活を続けられるよう、権利擁護支援の重要性はこれまで以上に高まっています。とりわけ、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより財産管理や日常生活に支障が生じる方々を地域社会全体で支えることが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、これらの方々の意思を尊重しつつ、必要な保護を適切に行うための権利擁護の仕組みとして重要な役割を担っていますが、制度が十分に利用されていない状況があります。このため、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、成年後見制度の利用促進を総合的・計画的に進めるため、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が、令和4年3月には「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

これらの国の動向を踏まえ、本町においても認知症高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進を図ることが必要です。そこで、本章を「第2期成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、第2期地域福祉計画と一体的に権利擁護支援の仕組みを推進していくものです。

### 成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

#### ①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

#### ②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

#### ③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

## 2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

### 3 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 5 計画の進行管理及び点検

促進法第14条第2項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい者福祉の各担当部署と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

### 6 成年後見制度利用に関する状況

#### (1)町長申立

町長申立による成年後見制度の利用は、令和2年度から令和6年度までの5年間を通じて極めて限定的となっています。

この間、申立が行われたのは令和4年度のみで、高齢者1件、障がい者1件の計2件(後見類型)にとどまっており、保佐・補助の申立では各年度とも実績がありません。

(件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	高齢	障がい								
後見	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
保佐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0		0		2		0		0	

## (2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、主に成年後見人等への報酬助成を中心に利用がみられ、近年は増加傾向にあります。

費用助成については、令和4年度に高齢者1件、障がい者1件の計2件の利用実績がありました。それ以外の年度では利用はありませんでした。

一方、報酬助成については毎年度一定の利用があり、令和5年度以降は利用件数が増加しています。令和2年度および令和3年度は各3件で推移していましたが、令和4年度は4件、令和5年度は5件、令和6年度には高齢者6件、障がい者2件の計8件となっています。

(件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	高齢	障がい								
費用助成	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
報酬助成	2	1	2	1	2	0	4	1	6	2
合計	3		3		4		5		8	

## 7 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、本人の意思と自己決定を最大限尊重しながら必要な保護を行うことを基本としています。判断能力が不十分な方に対して成年後見人等が意思決定を補い、身上保護と財産保護を通じて権利を擁護することが制度の役割です。

しかし、制度は社会生活上の大きな支障が生じてから利用されることが多く、潜在的ニーズに比べ十分に活用されていません。財産管理中心の後見が増える中で、本人の生活や意思決定支援といった福祉的視点が十分に確保されないケースや、地域での支援体制が弱く家庭裁判所に相談が集中する課題もあります。

これらを踏まえ、成年後見制度が「本人の意思に寄り添い、その人らしい暮らしを支える権利擁護の仕組み」として機能するよう、制度の理解促進と周知を進めるとともに、相談体制や後見人支援の充実を図り、誰もが安心して利用できる環境を整備していきます。

## 8 具体的な取組・施策

### (1) 成年後見制度の理解促進

成年後見制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

#### ① 成年後見制度の普及啓発

広く町民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページの情報発信、講演会、出前講座等の実施に努めます。

また、保健医療福祉関係者や金融機関等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。

#### ② 任意後見制度の利用促進

利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。

#### ③ 権利擁護支援の必要な方の発見・支援

中核機関をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

#### ④ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等を周知します。

### (2) 安心して利用できる成年後見制度の運用

申し立てる親族がない場合などは、本町が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

#### ① 町長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、町長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

#### ② 成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。

### ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、後見人等支援やケースのモニタリング等により本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を行います。

### ④後見人等の担い手の確保

成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足することが見込まれることから、町民後見人の担い手の養成・確保に取り組めます。

## (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

本町では、五所川原市とつがる市と連携し、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための中核機関として、西北五圏域権利擁護センターを五所川原市社会福祉協議会に設置しています。

西北五圏域権利擁護センターは権利擁護支援の推進を図るために権利擁護の普及啓発や相談窓口の周知を進めるとともに、成年後見制度等の利用の促進を担います。

### ①権利擁護の広報・啓発

権利擁護に関する相談窓口が各地域にあることを本人・関係者・地域住民に周知し、速やかに必要な支援に結びつけることができるよう努めます。また、地域住民や関係者が権利擁護支援の必要性や成年後見制度の効用等について理解できるよう周知啓発していきます。

### ②権利擁護の相談支援

構成市町並びに構成市町の社会福祉協議会及び地域包括支援センターは一次相談窓口として機能し、本人や関係者から相談を受け止め、西北五圏域権利擁護センターや専門職との役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

また、西北五圏域権利擁護センターは二次相談窓口となるほか、一次相談窓口が開催するケース会議への参加並びに一次相談窓口への助言及びサポートを行い機能強化を図ります。

### ③権利擁護支援チームの形成支援機能

西北五圏域権利擁護センターが専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築します。

### ④権利擁護支援チームの自立支援機能

西北五圏域権利擁護センターと専門職が各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行います。



## 第6章 第2期重層的支援体制整備事業計画



# 第6章 第2期重層的支援体制整備事業計画

## 1 重層的支援体制整備に関して

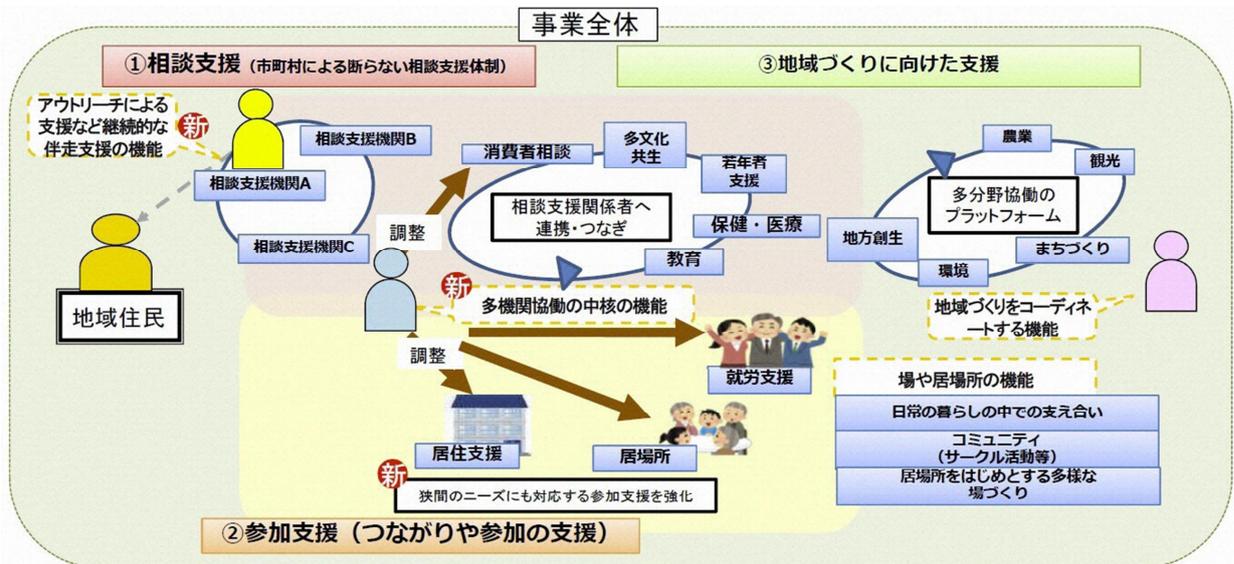
これまでの我が国の公的福祉制度は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、対象者や制度分野ごとに区分された仕組みのもとで、専門性を活かした一定の支援を提供してきました。

しかし近年では、介護と育児を同時に担ういわゆるダブルケア、8050問題、就労・障がい・孤立が重複する若年層のひきこもり、ヤングケアラーなど、従来の制度や支援分野の枠組みでは十分に対応しきれない、課題の複雑化・複合化が進んでいます。こうした課題は、単一の制度につなぐだけでは解決が困難であり、支援の狭間に置かれる人や、支援そのものにつなぐににくい人の存在が顕在化しています。

さらに、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化や単身・非婚世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、家族や地域による非公式な支え合いの機能も低下しています。その結果、見守りや相談、困りごとの早期発見といった役割が十分に果たされにくくなり、問題が表面化しないまま孤立や生活困難に陥るおそれが高まっています。

このような状況を踏まえ、支援を必要とする人を属性や世代で分けることなく受け止め、相談を断らず、本人や世帯の状況に寄り添いながら、継続的かつ包括的に支援できる体制の整備が求められています。本町においても、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮等の相談支援機能を活かしながら、地域共生社会の実現に向けた、重層的で柔軟な支援体制の構築が重要な課題となっています。

そのため、本町では、これまで進めてきた地域共生社会の実現に向けた取組を基盤とし、既存の相談支援体制や関係機関との連携を活かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる、より包括的な支援体制を構築を目指します。



## 2 各事業の基本的な考え方

### ①相談支援事業

福祉介護課が中心となり、庁舎内及び各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

### ②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制を構築を目指します。

### ③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制を構築を目指します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

### ⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など町内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

## 第7章 第2期地方再犯防止推進計画



# 第7章 第2期地方再犯防止推進計画

## 1 計画策定の背景と趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降で最も高い水準となりました。令和6年には46.2%と低下したものの、依然として高い割合で推移しており、再犯防止は重要な課題となっています。

社会生活上の困難を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や、出所後速やかに福祉サービスにアクセスできるよう支援体制の整備が進められています。刑務所出所者等が円滑に地域社会の一員として復帰できるよう、帰住先や就労先を確保するとともに、高齢、障がい等の個別の課題を克服するための支援を行うことは、罪のない人が犯罪被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

こうした状況の中、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。同法では、地方公共団体が国との適切な役割分担のもと、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、また再犯防止推進計画を勘案し「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが定められています。

これらを踏まえ、本町においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰し再出発できるよう、本章を「第2期地方再犯防止推進計画」と位置づけ、第2期地域福祉計画と一体的に施策を推進していきます。

## 2 計画の性格と法的位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

## 3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

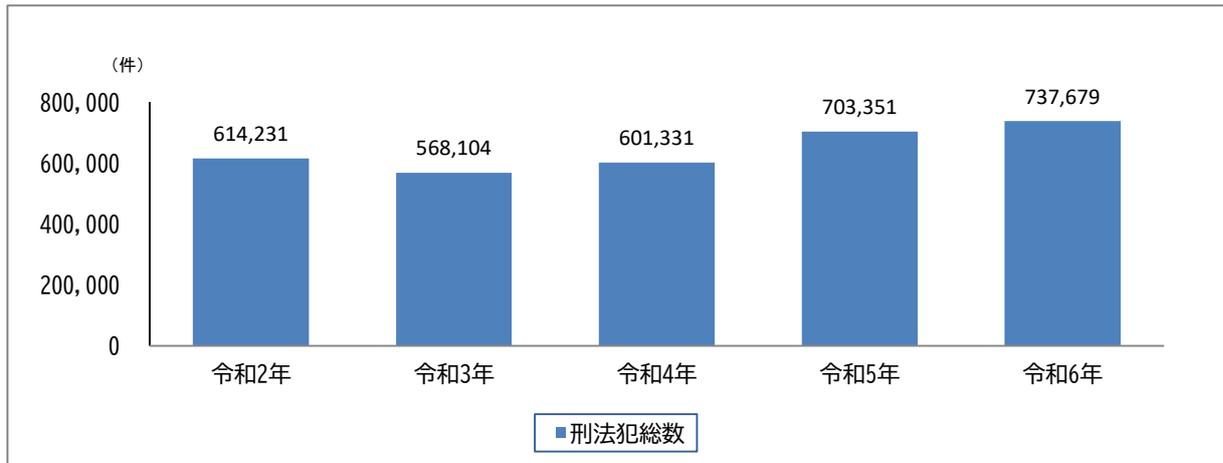
## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

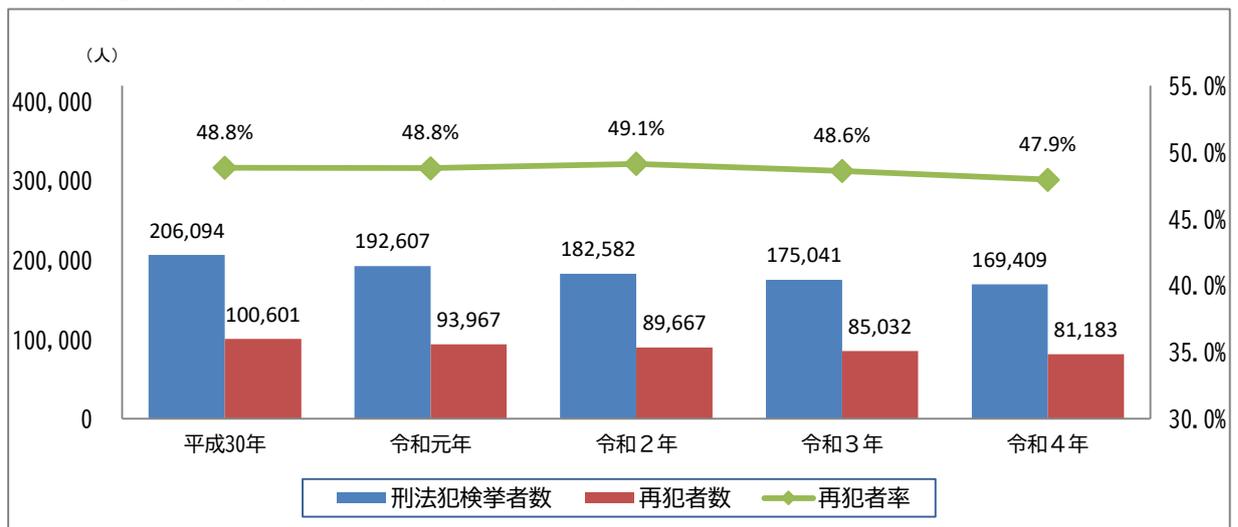
## 5 犯罪情勢等について

### (1) 全国の刑法犯認知件数の推移



出典:警察白書

### (2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典:警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

出典:警察白書

## 6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は、令和3年に一時的な減少がみられたものの、令和4年以降は増加傾向に転じており、令和6年には約74万件に達しています。このことから、近年において犯罪発生が再び増加局面にあることがうかがえます。

一方、刑法犯検挙者数は年々減少しているものの、その中に占める再犯者の割合は高い水準で推移しており、再犯者率はおおむね5割前後となっています。すなわち、検挙者のおよそ2人に1人が再犯者である状況が続いており、犯罪の抑止や治安の安定を図る上で、再犯防止の取組が極めて重要な課題となっています。

再犯の背景には、就労や住居の不安定さ、経済的困窮、社会的孤立、依存症や障がいなど、複合的な生活課題が存在するケースが多く、刑事司法の枠組みのみでは十分な対応が困難なケースも少なくありません。特に、出所後や社会復帰の初期段階において、必要な支援につながらないまま孤立を深め、再び犯罪に至るおそれがあることが課題として指摘されます。

また、地方においては、就労機会や居住支援、専門的な相談機関等の社会資源が限られていることから、再犯防止に必要な支援へのアクセスが困難な状況もみられます。加えて、地域における再犯防止に対する理解が十分に浸透していない場合、当事者が地域で受け入れられにくく、立ち直りの妨げとなることも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、今後は、再犯防止を治安対策にとどめることなく、地域福祉、生活困窮者支援、障がい福祉、就労支援等と一体的に推進していくことが求められます。刑事司法関係機関と自治体、福祉・医療・就労関係機関、民間支援団体等が連携し、出所前から出所後まで切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域における見守りや居場所づくりを通じて、社会的孤立を防ぐ取組を進めていく必要があります。

## 7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

### (1) 国の取り組み

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取り組みのほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ○特性に応じた指導及び支援等       | ○関係機関における体制の整備等    |
| ○就労の支援               | ○再犯防止関係施設の整備       |
| ○非行少年等に対する支援         | ○情報の共有、検証、調査研究の推進等 |
| ○就業の機会の確保等           | ○社会内における適切な指導及び支援  |
| ○住居の確保等              | ○国民の理解の増進及び表彰      |
| ○更生保護施設に対する援助        | ○民間の団体等に対する援助      |
| ○保健医療サービス及び福祉サービスの提供 |                    |

### (2) 町として取り組む施策

これらの国の取り組みを踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとしてます。

#### ○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

#### ○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

#### ○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

#### ○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

#### ○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取り組みに活用します。

#### ○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

#### ○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。

具体的には担い手に関する情報の提供や相談場所の提供などを既に行っています。

#### ○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。



## 第8章 計画の推進



# 第8章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らし続けることができる社会を築くためには、行政だけでなく、地域の多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協働して取り組むことが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政と地域が相互に協力し合い、地域福祉のさまざまな担い手はその特性や能力を活かしながら、「協働」による地域福祉の推進を図ります。

### (1)住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であると同時に、地域福祉を支える主体でもあります。

住民一人ひとりが自らの地域に関心を持ち、地域の状況や課題を理解したうえで、身近な支え合いや地域活動に主体的に参加し、地域福祉の担い手としての役割を果たすことが求められます。

### (2)福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者やボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質と量の確保に努めるとともに、利用者の自立支援を基本とした支援を行うことが重要です。

また、サービスや活動内容の情報提供・周知を行い、他の関係機関や団体と連携しながら、事業の充実や新たなサービスの創出を進めるとともに、住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに取り組むことが求められます。

### (3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを通じて地域福祉の推進を図る団体であり、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として位置づけられています。

本計画においても、社会福祉協議会を地域福祉活動の重要な担い手と位置づけ、行政と連携しながら計画の推進役を担うとともに、住民、関係団体、行政をつなぐ調整役としての役割を果たしていきます。

### (4)行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

住民や関係機関との連携・協力を図りながら、地域の実情や住民ニーズの的確な把握に努め、地域に根ざした施策の推進を行います。

そのため、福祉介護課を中心に庁内関係各課が緊密に連携し、全庁一体となって本計画の推進に取り組めます。

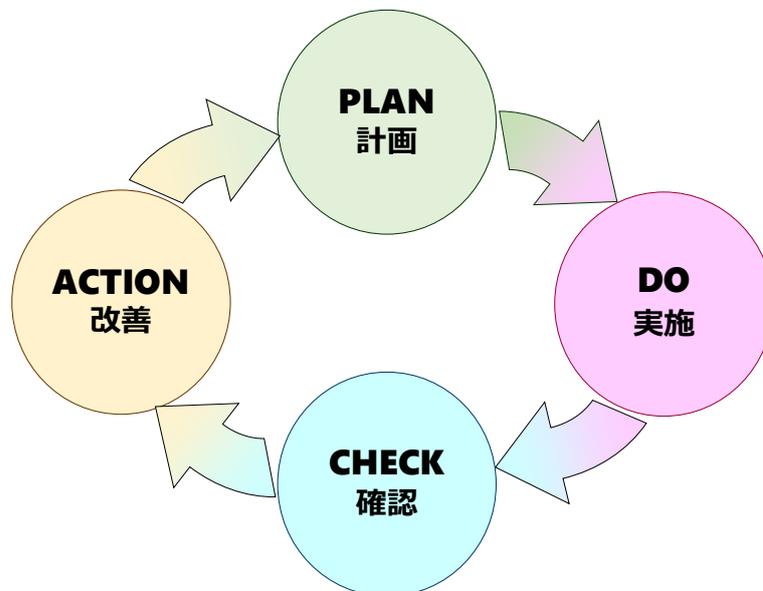
## 2 計画の点検・評価・推進体制

本計画に基づく各施策の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、施策の実施状況について定期的な点検および評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策や取組内容の見直しを行います。

点検・評価の体制としては、「第二期鶴田町地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、計画の進行管理や評価を継続的に実施していきます。

また、本計画は、地域における多様かつ複合的な福祉ニーズに対応するものであることから、関係機関相互の連携が不可欠です。行政は、施策全体を総合的に把握するとともに、福祉介護課が中心となって各施策の進捗状況を管理し、庁内関係各課と緊密に連携しながら、計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

さらに、本計画の実施状況や評価結果については、広く住民に周知することが重要であることから、広報紙や鶴田町ホームページ等、さまざまな媒体を活用し、住民が施策や取組内容を理解し、地域福祉の推進に主体的に関われるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

